

(第七部)

國第一回參議院社會勞動委員會會議

卷一百一十五

午前十時一分開會

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

卷  
員

石本  
茂君

遠藤政夫君  
佐々木 満君  
浜本 万三君  
中野 鉄造君

大浜  
方榮君

斎藤十朗君  
惠造君

曾根田郁夫君

田代由紀男君  
田中 正巳君

村上  
正邦君

糸久八重子君  
泰君

本岡 昭次君  
中西 珠子君

山中  
郁子君

藤井 恒男君  
下村 泰君

一  
林

坂本三十次君

卷之三

大森政輔君

大出 峻郎君

鹿兒島重治君  
和見君

說明員	事務局側	局長	厚生省兒童家
員		労働大臣官房	労働大臣官房
常任委員會專		議官	議官
	局長	労働省職業安	労働省職業安
		全訓	全訓

吉原 健二君  
小粥 義朗君  
野見山眞之君

建設省都市 市高速道路公団 監理官	城 宏明君
自治大臣官房總 務課長	澤田 秀男君
会計検査院事務 局第三局審議	大沼 嘉章君
(内閣提出)	
○身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案	本日の会議に付した案件

るわけでござります。大変深刻な状態になりつゝあると思うのでございますが、その実情につきましてはお伺いをいたしたいということをごぞいます。

また、まことに残念と思うのでございますが、一昨年国際障害年が終わった後の雇用改善というのが著しく鈍化しておりますと言われておりますが、その実態と理由などについて説明をしていただきたい、かのように思います。

○政府委員 加藤季君 まず、身体障害者の状況につきまして、年を追つて増加し、あるいは重度近く、高齢の方達につきましては、こういう実情

会を開かいたします。  
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案  
を議題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、  
これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言を願います。  
○浜本万三君 提案されております法案に対する  
御質問をさしていただきたいと思います。  
まず、感想でございますが、今回の法改正によ  
りまして、人工肛門でありますとか、人工膀胱の  
造設者約六千人の方々が新たに法の適用を受ける  
ということは大変結構なことだというふうに思って  
ます。しかし、この際、身体障害者の雇用問題と  
いうのが非常に重要な時期に来ておりますから、  
以下、基本的な問題につきまして御質問をさして  
いただきたい、かように思います。  
まず最初に、身体障害者の雇用状況の基本的な  
点につきましてお尋ねをさしていただきたいと想

身体障害者は年ごとに増加をしております。また、その症状におきましても大変重いものがたくさん出ておりまし、また、年齢も高くなつてお

-

体障害者の雇用率は「一・二三%」と、こういうことになります。前年よりわずかに〇・〇一ポイントの増と、こういうことで、その前の年〇・〇四ポイント、あるいはまたそのさらに前の年の〇・〇五ポイントの増というのに比べますと

につきまして、若干のお尋ねをいたしたいと思  
います。

現在、一般的の雇用失業状態を見ますと、例えば求人倍率にいたしましても、また失業率にいたしましても、大変悪い状態になつておると思います。したがつて、雇用失業状態というのは、全体として、この日付で二度目の大失業から二年半が経つ

原因といひたしましては、御来雇用率の低下が大企業あるいは卸・小売業、あるいは金融・保険、不動産業と、こういったような業種におきまして全体として雇用改善は進んできておりますが、やはりまだ雇用改善が十分でない企業も相当にウエートを占めておると、こういうような事情があるわけでございますが、さらに具体的な事情といたしまして、近年定年などによりまして退職いたしました身体障害者が増加してきておる。特にいわゆる傷痍軍人と申しますか、戦傷者と申しますか、そういうような方たちが、大体この六十歳前後で定年でおやめになるというような方がふえてきておると、こんなような問題も一つございま

それからまた、公共職業安定所に求職登録をしたしております身体障害者が全体として重度化しておられます。あるいはまた高齢化してきておりまして、なかなか就職が難しい方がだんだん安定所の求職者にふえてきておる、こういうような事情も雇用率がなかなか伸びない事情になつております。

それから、さらにもまた近年雇用増に伴いまして、常用労働者を採用して増加していきます中で、企業規模六十七人以上といいますか、雇用率一・五がかかるつてしまりますのが企業規模六十七人以上の規模でございますが、最近そういうことで従業員数がふえて雇用率がかかるようになつた、そういうような企業がふえてきておりますが、そういうところにおきまして、残念ながらこの身体障害者の雇用についての認識がまだ十分でない、こういったような問題が雇用率伸び悩みの背景になつておると、こんなふうに見ておるわけでございま

うものにつきましての雇い入れ計画作成命令制度

〇浜本万三君 私はこの通達を、十分とは言えませんが、特に関心がございますのは例の企業名の公表制度の問題でござります。雇用率達成に消極的な企業ということになりますと、先ほど局長の方から申されましたように規模別では大きいところ、それから産業別では卸・小売とか化学工業とか金融・保険とか不動産、建設、食品というところが資料によりますと拝見できるわけでございますが、そこで、労働省の方は雇用率が著しく低い、そのような企業については公表することもあり得るという態度を従来とてこられたわけなのでござりますが、これを契機にこの制度を積極的に活用したらどうかというふうに思うわけです。新聞では積極的にやる旨の趣旨が報道されておるわけであります、が、今回の通達を契機に的確に、協力しながら企業については公表するという方針をもつと明示してもらいたい、そういう態度をひとつ厳正にとつてもらいたい、こういう私は希望を持っておるわけでございます。先ほど達成率の悪い企業、規模別にもまた産業別にもそんなに経営状態がどうにもならないという企業は少ないわけなのでござりますから、この際積極的な態度をとつてもらいたい、うように特に要望し、回答いただきたいと思います。

百六十八社に対して勧告をするということをやりまして、さらに昨年度におきましてはこういう企業に対しまして各都道府県の幹部によります集中的な個別指導というものをこの五月から九月まで特別指導期間というようなことでやつてまいりました。こういう努力の中、平均いたしますと、これらの勧告を出しましたところが計画作成時には〇・三%であった雇用率が一応昨年の九月末には〇・八六%ということで、まだ率は低いわけですが、相当この短期間の間に大幅な率の改善を見つかる、こんなようない状況にありますと、今まで公表されないようになりますと、今まで公表されないようになりますので、私どもとしては、今懸命に努力をしておるところが、その水準が低いからといふことですぐ公表ということになつてしまいますが、今まで公表されないようになりますと、今まで公表されないようになりますので、一生懸命頑張つてきておる努力を、ある意味ではまだそこでその積極的な意欲を失わせてしまふようなことにもなりかねないというようなことをございまして、やはりこの公表措置といふのは本当にこういう努力をしているところはたとえ率が低くとももう少し縛縛をやはり見守つっていくべきではないだろうか。こういうようなことで、言うならばやはり伝家の宝刀と申しますか、こちらが幾ら勧告してもまじめに応じないとか、そういう非常に不熱心なところが出てくれば、そのときにそれに對して使うべきものであるということを、努力の過程にあるものを公表してしまうといふような形で、その積極的な意欲というものを失わせないよう十分その辺は、使い方についてはある意味では慎重でなければいかぬ。しかしどうしても本気になつてくれないというのであれば、やはり公表に踏み切る、こういうような考え方で公表制度の運用というものを考えていただきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

この制度の活用を先ほど強く要望したところでございます。それからもう一つは、むしろ昭和五十年に法改正をいたしまして既に十年を経過したことからおもむろに、この制度の活用を先ほど強く要望したところでございます。しかしそのうといたしておるわけでございます。しかしその間、先ほど局長の答弁のように、身体障害者の数は約五〇%もふえておる、重度化も高齢化も進んでおる、そういう点も考慮いたしますと、ますます身体障害者の雇用促進の対策を急がんやならぬという時期に来ておると思います。

直しのときでありましたが、いろいろな事情から審議会において当分据え置いた方がベターだろうという結論でございます。

しかし、もう六十一年には次の見直しのときが来ておるわけでございまして、今の私どものやつておるやり方が、実績がどんどん上がつてこないというようなことになりますれば、これは六十一年の法による見直しのときでありますから、この機会には篤と調査はいたきにやなりませんけれども、一ヵこは食付をこなすまいよろしく

から、あるいは一生懸命努力をしておるが未達成というところもあれば、あるいはまた、余り努力しなくて未達成というのもそれはあるであります。しかし、そこらが公表制度で今督促をしておるわけでありましょうけれども、それでも足りないということになりますれば、これはまた納付金の引き上げなどをするとかしないか、そこらの点についてもこれまた検討の一対象だと私は思つております。

今、精神薄弱者の問題でございますが、五十七年の二月に今御指摘ございましたように六つの提言をいただいておりまして、雇用後におけるアフターケア体制の強化、あるいは生活指導面に対する援助措置の拡充、あるいは職業能力などの評価・判定体制の充実、それから職域開発の促進、それから能力開発体制の充実、それから社会啓発活動の強化、この六点につきまして指摘がなされているところでございます。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

そこで私は大臣に伺いたいのです。なぜかと申しますと、雇用率自体をこの際見直すべき時期に来ておるのに、じやないか、こういう気がしてなりません。特に諸外国の実情も拝見をいたしますと、欧米諸国では失業率一〇%前後になつておるにもかかわらず、それぞれの国の事情によってこの障害者の雇用対策を積極的に進めよう、そういう考え方方が受けられるわけでございます。特に日本のこの制度もひとつ検討してみようじやないかというふうに思ひます。

(済本ノ三表) いたしましたことは、それぞれ相関関係があるわけなのでございます。五年ごとの検討もあることとございまして、十分ひとつ御検討をいただきまして、実効が確保できるように御配慮をいただきたいと思います。

次は、心身障害者対策について伺うわけでござりますが、この点につきましては、殊に精神薄弱者の雇用の促進と安定を図るための条件整備であつて、いたしましては、心身障害者対策につきましては、心身障害者対策について伺うわけでござりますが、この点につきましては、殊に精神薄弱者の雇用の促進と安定を図るための条件整備であつて、

な国も出ておるやに聞いておるわけでございな  
す。国際的にそういう環境にあるとするならば、  
なお日本においてもこの制度を充実させるために  
雇用率自体をこの際見直してみたらどうかといふ  
気持ちを私は持つております。これは特に大臣の方  
からこの問題に対する決意を含めて御回答をいた  
ただきたいと思います。

○國務大臣(坂本三十次君) ただいま局長から御  
答弁をいたしましたように、いろいろ通達を厳しく  
するなり、あるいはまた命令制度を活用するなり  
も辞せずというふうにやつてまいっております。  
しかし、今あなたの一つしやるようだんだん

のですが、民間企業の規模別採用状況を見ますと、実雇用率は少ない方がよくてそして大企業の方が悪い、特に千人以上は一・一%であるということになつておるわけです。しかも未達成の企業の割合が実に七六・八%ということになつておるようでござります。これは、もし悪く考えますと、納付金が四万円程度だから、金で済むことならば適当にという気持ちもあるんじやないかといふうに思われるわけでござりますから、この際納付金の額をさらに引き上げるということも検討できいいだらうかと思うんですが、いかがでしようか。これも大臣の方からお答えいただきましょう。

りますとか、あるいは対策の充実強化が必要になつてまいつておると思うわけでございます。このことにつきましては、既に五十七年の二月の身体障害者雇用審議会の意見が出されておると思います。その中で、精養者問題を解消するために提案されております六項目の内容があるわけなのでございますが、私はこれを見まして、もつともな意見が述べられておるというふうに思います。これらの諸対策を積極的に進めてほしいというのが私の気持ちでございます。そしてその進展を見きわめながら雇用制度を適用するよう検討していただけないかと、かように思うわけでございます。この問題の政府側の取り組み状態と、今後の

ます職域開発研究、こういうものを、さらに精神薄弱者の問題を含めまして推進をしていく、あるいは、心身障害者職業センターというものが雇用促進事業団の第一線機関としてあるわけでございまして、今までよりもより的確な能力評価を行うためのワークサンプル法、あるいは職務試行法、こういうようなものを拡大して実施する、こういうふうなことにしておるところでございます。今後も、こういう指摘をされております事項を踏まえまして計画的に条件整備対策を進めてまいりたいと、こう考えておるところでございます。

高齢化してきておるし、重度化してきておるし、なかなか普通のままでは雇用率達成が難しいのではないか、そこで雇用率のバーを上げて、そして今までの努力では足りないぞというふうに督促、激励をするという方法もありましょう。しかし、労働省いたしましては、とにかく見直し制度と、いうのが法律によつて五年に一度ということになつております。五十六年は御承知のとおり自

○國務大臣(坂本三十次君) 問題は雇用率の達成が一番大事なんで、やらなかつたやつに罰金として納付金ということになつておるんで、納付金を少し上げれば雇用率の方はサポートもいいといふうになるとこれはまた困るわけでございまして、私どもとすれば達成に向けて全力を尽くすといたしますが、これがまず第一であります。

方針について、お示しをいただきたいと思うわけですが、局長の後、大臣の御決意をうながされています。なお、局長の後、大臣の御決意をうながされています。あわせて伺いたいと思います。

○政府委員(加藤幸君) お答えいたします前に、ただいまちょっと大臣が納付金のことを罰金という表現を使いましたが、これは納付金で、ちょっと制度が違いますので、訂正さしていただきま

題については、いろいろ努力をいたしておりますが、いまだこれらの人々の職業の開発が十分に進んではいるといふこともありますし、また、いろいろ職場活動の面や、それからまた社会生活の面で特別の配慮を必要とするという、身体障害者とはちょっと異なった問題もございます。それで、これらの諸問題を解消するために、まず精神薄弱者を雇い入れる事業主に対する賃金の助

成、労働省では特定求職者雇用開発助成金と申しておりますが、こういう助成金、助成制度、それからまた、精神薄弱者を職場になじませるための職場適応訓練などを進めて、あるいはまた、最近第三セクター方式による能力開発センターの育成そこで、御指摘の精神薄弱者に対する雇用率を適用をしろというようなことにつきましては、非常に国会の中でも御要望が強くなっています。私どもいたしましても、雇用率制度を適用するための諸条件や方法論について検討に着手をいたしたいと、こう思つております。

○浜本万三君 次の質問は、実は納付金制度の収支状態がちょっと心配な点がありますのでこの点伺いたいと思うんですが、五十五年以降は支出が收入を上回つておるようでございます。積立金累計では五十四年の約三百億円ございましたのが急速に目減りをいたしまして、五十八年の見込みでは約五億円というふうな状態を譲ぜられるのかといいます。支出を見ますと、助成金関係となつておるようございますが、今後もし積立金に不足を生ずる場合にはどういう措置を講ぜられるのかといいます。支拂いをいたしたいと思うわけです。

また、納付金制度というのは、今日の制度では非常に重要な位置を占めておりますので、そのるべき状態とはどういうふうな状態を考えておられるのか、あわせてお尋ねをいたしたいと思いま

るところでございますが、これらは一段と努力をしてまいりたいと、こう思つております。そこで、御指摘の精神薄弱者に対する雇用率を適用をしろというようなことにつきましては、非常に国会の中でも御要望が強くなっています。私どもいたしましても、雇用率制度を適用するための諸条件や方法論について検討に着手をいたしたいと、こう思つております。

○浜本万三君 次の質問は、実は納付金制度の収支状態がちょっと心配な点がありますのでこの点伺いたいと思うんですが、五十五年以降は支出が

收入を上回つておるようでございます。積立金累計では五十四年の約三百億円ございましたのが急速に目減りをいたしまして、五十八年の見込みでは約五億円というふうな状態を譲ぜられるのかといいます。支出を見ますと、助成金関係となつておるようございますが、今後もし積立金に不足を生ずる場合にはどういう措置を講ぜられるのかといいます。支拂いをいたしたいと思うわけです。

また、納付金制度というのは、今日の制度では非常に重要な位置を占めておりますので、そのるべき状態とはどういうふうな状態を考えておられるのか、あわせてお尋ねをいたしたいと思いま

る。もうちょっと簡潔にぱちっと答えていただくようにお願ひしたいと思います。

次は、障害の種類別対策につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

身体障害者の雇用促進のためには、障害の種類あるいは特性に応じたものもあるの対策の強化が必要であるというふうに思つています。これらの対策についても、先ほど指摘いたしました意見書で効果的に障害者の雇用促進に役立つような形で努力をしていきたいと考えておるところでございま

す。

○浜本万三君 次の質問は、この仕事に当たる第一線機関については、専門の職員の確保ありますとか、その研修機能の整備あるいは相談員制度の充実が必要であると言われております。しかし労働省の方も最近の臨調の攻撃等がございまして、大蔵省の方に押し込まれて、毎年定員はふえないと、むしろ削減される状態にある。したがつて、第一線機関の弱体化が心配されておるわけでございま

すが、これに対してもどのような対応をされるのか、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) まず、障害の種類別の具

率が未達成のところからこの納付金をいたぐものであるわけでござりますので、この身体障害者の雇用といふものがどんどん進んで雇用率を達成する企業がふえてくれば、そのこと自身非常に結構なことでございまして、これに伴いまして納付金がある程度減少していく、収入が減少していく、これがこの制度の本来の趣旨から言いまして望ましい姿であるわけでございます。そういう意味で、いすれこういう納付金制度といふものが完全になくなつていいくということをむしろ目指して、この事業といふものはまだある意味ではやつていいかなきやならぬ、こういうものであるわけでござります。

問題は、そういう状態がいつごろ本当にやつくるかというこのとて、将来はもうそういう納付金といふものがない状態といふものが望ましいものとはいえ、いろいろ先ほどから申し上げておりますようのような事情等ございまして、身障者の雇用が得ないのであれば、こんなふうに見ておるわけござります。

○浜本万三君 今のような答弁、ちょっと困りますが、長いばかりでさっぱり要領を得ぬという

のは。もうちょっと簡潔にぱちっと答えていただくようにお願ひしたいと思います。

次は、障害の種類別対策につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

身体障害者の雇用促進のためには、障害の種類あるいは特性に応じたものもあるの対策の強化が必要であるというふうに思つています。これらの対策についても、先ほど指摘いたしました意見書で効果的に障害者の雇用促進に役立つような形で努力をしていきたいと考えておるところでございま

す。

○浜本万三君 先ほど御答弁の中に出ました第三セクター方式による受け皿問題でござりますが、確かに重度障害者や高齢の障害者の雇用のためにはそのような受け皿が私は必要だというふうに思っています。

そこで、労働省の方では、先ほどもお話を第三セクター方式による事業所を各都道府県に少なくとも一ヵ所以上設置したい、そういう目標を立てておられるようございますが、現状を伺つたところ三ヵ所ということですから、まことに寂しい思いがするわけなんです。今後具体化の方針は

体どうされるのか、特に、五十九年度予算ではどうなつておるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○政府委員(加藤季君) 五十八年度の予算で認められまして、現在、重度障害者雇用企業につきましては、東京、京都、兵庫の三県で第三セクター方式のものの設立計画を進めております。また、精神薄弱者の能力開発センターといふものにつきましても、第三セクター方式によりまして神奈川、長崎の二県において今計画を進めております。また、五十九年度予算におきましては、同じ数だけ今認られまして、やはり五十九年度も五つの第三セクターをさらにスタートさせていくことになりますが、現在まだその具体的な箇所づけにつきましては、関係県と今懸命に打ち合わせを進めておる、こんな状況にあるわけでございます。

今後都道府県の関係者あるいは学識経験者、これから事業主団体、こういうものを糾合いたしまして、雇用推進委員会というものを中心にこういう第三セクターのマスタープランづくりをもう具体化をいたしまして、五十八年度スタートいたしましたものを五十九年度中に何とか実施に移したいと、こんなことでの取り組みをいたしておわけでございます。

なお、重度障害者のこういう第三セクター方のものにつきましては、最終的にはすべての都府県に、そしてまた、精神薄弱者能力開発センターにつきましても、できるだけ多くの都道府県において設置をされるよう今後とも懸命にひとつ努力を進めていきたいと、こう考えておるところでございます。

○浜本万三君 私が調べたところによりますと、重度障害者施設で助成金をいただいておるところが二百カ所ぐらいあるというふうに伺つております。最近の長期不況等で厳しい経営状態になつておるわけでございます。経営と、障害者の雇用維持継続のための積極的施策といふものが必要ななつてきておると思うのでございますが、そのについてお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) この重度障害者多数雇用事業所につきましては、現在までのところ約二百社程度であります。これが非常に重度障害者の雇用に役立つておるわけでござりますが、残念ながら、今御指摘のように、十四件ばかりで倒産というような事態が出ておることも事実でございます。まことに残念なことでございますが、こういったところにつきましては、その原因がやや理想像を描き過ぎておるとか、あるいはまた、販路等について十分な見通しがなかつたとか、あるいはまだ、経営全般の中での運用活動、経営活動の中で無理があつたというような点等もいろいろござりますので、今後は、こういうところにつきましては事前に専門家によります審査を一層綿密に行いまして、この事業所の計画に沿つて本当に事業が運営されるよう、あるいはまた受注の確保の面、資金の調達の面につきましても関係の都道府県等にも十分ひとつ指導をお願いをするというような形でこの経営安定にぜひひとつ努力をしていただきたいと、こう考えておるところでござります。

○浜本万三君 次は離職者対策について伺おうと思つたんですが、冒頭、局長の方から状況説明や対策の一部を答弁いただきましたので、これは質問を取りやめて、要望だけを申し上げたいと思います。

とにかく、離職者がふえておるということは大変問題だと思います。つまり、就職後の定着指標の十分なる対応が必要になつてきておるというふうに思いますので、今後ともその点について銳意努力をしていただきたいと思います。なお、身障者解雇届け出制度というのがございますのですが、この点につきましても定着問題と非常に重要な点で、なかなかわががござりますので、なお一層積極的に指導をいただくよにお願いをいたしたいと思います。

それから次は、技術革新に対応する対策についてお尋ねをいたしたいと思います。

マイクロエンクトロニクス、MEなどを中心と

する新しい技術革新は確かに目を見張るものがあると思います。したがつて、これに対応して新しい技術を最大限に活用した障害者の職域開発が行なわれる必要があるというふうに私は思つております。労働省は、こういう点につきましてどのように対応を考えておられるのか、承りたいと思います。す。

なお、具体的開発の中には、障害の種類別に対応することが一番望ましいと思いますので、そういう関係も含めてお答えをいただきたいと思います。

ね。そういうものを整備していく必要があるのです  
はないかというふうに思つておりますが、訓練体  
制の整備についてはどういう措置が講じられてお  
るのでしようか。また、特に中小企業におきまし  
ては公共職業訓練施設の活用ということが非常に  
考えられるわけなのでございますが、これに対す  
る対応などについても承りたいと思うわけです。  
実は、私先般 I.P.U の総会に出席いたしまし  
て、帰りに労働省の紹介でハンブルグの訓練所を  
見たんですよ。これは千七百名ぐらいおられるん  
ですが、日本の所沢をちょっと自慢しようと思つ  
たんですね、行ってみまして、向こうが大分進  
んでおるんで、ちょっと後退したわけなんです  
が、そういうふうに非常に技術革新に対する障害  
者を含めた対応というのが強化されておるわけで  
ございまますから、そういう点心得てひとつお答え  
をいただきたいと思います。

問題であると、こう考えておりまして、現在、雇用職業総合研究所だとか、あるいは身体障害者雇用促進協会、あるいは国立職業リハビリセンター、こういうようなところにおきまして、ME機器化に伴う職場への適応の問題、それからME機器化を活用した作業補助具の開発、こういったものにつきましての調査研究を進めておるわけでございまして、これまでの成果をいたしましては例えば国立職業リハビリセンターにおきまして電子計算機用の端末機である点字のプリンター装置、点字ディスプレイ装置の開発というものを行いまして、特に就職が困難な全盲の障害者でありますもプログラマーとして就職できる道を開いたところでございます。

それから、今後におきましても、やはり障害の種類、特性に応じた職域の拡大のためにぜひひとついろいろこういう機械設備の開発、改善といふものに積極的に取り組んでまいりたいと考えてお

それから、今後におきましても、やはり障害の種類、特性に応じた職域の拡大のためにぜひひとついろいろこういう機械設備の開発、改善とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ねそういうものを整備していく必要があるのではないかというふうに思つておりますが、訓練体制の整備についてはどういう措置が講じられておるのでしようか。また、特に中小企業におきましては公共職業訓練施設の活用ということが非常に考えられるわけなのでございますが、これに対する対応などについても承りたいと思うわけです。実は、私先般 I.P.U の総会に出席いたしましたて、帰りに労働省の紹介でハンブルグの訓練所を見たんですよ。これは千七百名ぐらいおられるんですけど、日本の所沢をちょっと自慢しようと思つたんですがね、行ってみまして、向こうが大分進んでるんで、ちょっと後退したわけなんですが、そういうふうに非常に技術革新に対する障害者を含めた対応というものが強化されておるわけでございますから、そういう点心得てひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(宮川知雄君) 身体障害者の訓練につきましては、從来どちらかといいますと比較的職業として安定しているというようなこともございまして、家内工業といいましょうか、手工業といいましょうか、そうした比較的軽便なものが中心であった。それから、指導員につきましても、一般の指導員がやっていたという時代がございまが、御指摘のように M.E を中心とする技術革新も大変なことでござりますし、また、身体障害者自体の重度化あるいは多様化というようなことから、そのニーズというものも非常に多様化していくわけでございます。こうした事態に的確に対応するためには、職業訓練校といだしましては機器類の整備というものを今特に進めておりますが、特に御指摘がありました訓練科目につきましては、先端的と申しましようか、電子機器化というものをかなりの勢いで現在設けておりまして、そうした面からも身体障害者の皆さんのが積極的に社会的に職業的に自立できるよう努めているところでございます。そうした関係からまいりまして、今指導員とちょっと申し上げましたが、昨年四月から職業訓練大学校に福祉工学科というものを設け

ました。これは、身体障害者職業訓練校等においてまして、特に専門にその職に当たろうという指導員を養成するところでございまして、積極的な指導員の養成、それから特に重度身体障害者につきましては、一般職業訓練校にも計画的にこれを配置するということをやつてあるところでございます。

また、御指摘ございました中小企業でござりますが、我が国の大半が中小企業でございますし、また、身体障害者職業訓練校の修了生もそのほとんどが中小企業へ行くわけでござりますので、中小企業のニーズの開発、これとの連携というものは特に緊密にしているところでございますが、今後はさらに一層そうした面に配意して仕事を進めてまいりたい、かように考えております。

○浜本万三君 重ねて公共職業訓練機関の問題について注文を申し上げたいのですけれどございまして、先ほど申しましたように、一部を除きまして公共職業訓練機関においてその施設設備が——一部を除きましてですよ、老朽化しておるのはないかというふうに思われるわけでございます。したがつて、新しい機械の導入もおくれておるのはないかというふうに思われるわけでございます。そこで、今お話しのように、訓練科目や指導員の対応もまだ十分ではないということになると思ひます。先ほど私が申し上げましたように、そういう中で先駆的な職業訓練体制を整備してもらわなければ困るという注文を申し上げたのでございますが、この積極的な対応を望みたいわけでござります。

特に、現在の状況と今後の改善方向、とりわけ五十九年度の予算が厳しいんじゃないかと思いますから、その内容についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(宮川知雄君) 先ほどもお答えしたところでございますが、身体障害者の職業訓練につきましては、それなりの努力をしているところでございますが、身体障害者のうち特に一般的な訓練校で受講できる人についてはなるべくそちらに

入つてもらう、そういうことで一般の訓練校の施設の改善をまず相当程度やつております。それから、身体障害者職業訓練校というのは、国と都道府県と合わせまして十八校ございますが、それにつきましては身体障害者の特性などを考慮しながら、三年計画ということで、東京の身体障害者職業訓練校、兵庫の身体障害者職業訓練校の全面建てかえ、それから宮城身体障害者職業訓練校の一部建てかえを五十八年度において終わったところでございますが、明年以降におきましては北海道身体障害者職業訓練校、それから福岡の身障校、これも全面的な建てかえ整備を図つてまいりたいと考えております。

また、今申し上げましたように、一般の職業訓練校の改修整備にも力を入れているところでござりますが、特に機器類につきましては障害の重度化、多様化等もござりますので、訓練が円滑にできますよう特に仕様等に配慮した整備、それから技術革新に対応した新しい機器の整備、これに努めているところでございます。

○浜本万三君 大臣にここでちょっと伺いたいと思うのでございますが、今の厳しい財政状況の中で、思うような設備の改善等がなかなか困難な場合には、次のような措置がとられないかというふうに思うのでございます。

例えば、施設の整備については機械その他をリースで借りるとか、あるいは指導員は臨時に委嘱をして協力をいただくとかいうようなことがありますと、所沢などのような先端技術を導入いたしまして訓練をした場合にはもう一〇〇%の就職率であるというふうに伺つておるわけなのでございまして、つまり時代の要請は、相当高度な技術を取得した方が積極的に職場に就職できる、こういう状態がうかがえるわけなのでございまいます。

有識者といいましょうか、民間の指導員をうまく活用したらどうかというお話をございますが、一般的の職業訓練校についてはそういうことを既にやつておりますし、また、身体障害者の専門校につきましても現にそういうことを始めております。

○浜本万三君 もう一分か二分ございますので、これは実は本岡先生の方でやつていただこうと思つたんですが、一つだけ追加をしてお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回の法改正は、特殊法人の業務の簡素化あるいは合理化を図ることが一つの理由となつておるわけでございます。雇用促進事業団から身体障害者雇用促進協会に業務の移管をすることになつております。この結果どれほど合理化が図れるのかということを伺いたいわけでございます。組織、定員、予算等についてひとつ御説明をいただきたいということです。

それからもう一つは、現に事業団、それから中央の協会、そして地方の協会が事務を行つておるところでございますが、実際にはあんまり変わらないんじやないかといふに私は思うわけでございます。また、それに関係する職員は、組織がえに伴つてどのように配置されるのか、また、その人員の増減の内容はどうなるのかなどについても伺いたいと思います。

また、臨調の答申におきましては事業団の整理合理化をうたつておりますが、今回の改正以降基本的に点、すなわち広範な業務の範囲の見直し、それから事業の選別重点化、効率的な業務処理、組織の合理化等についてはどう取り組もうとしておられるのか。これらの点についてお尋ねをいたしまして私の質問を終わらたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) 今度の移管によりまして、まず一つは、事業団のうちから納付金関係業務が移りまして、その組織の一つが簡素化されるわけでございまして、また、今までやつております納付金の申請等、あるいはまだ助成金の資格

認定の関係、あるいははまた支給請求書の審査と検査、こういった業務が事業団と協会の間で重複していたわけですが、こういったものが協会に一元化されることによってよりスピードアップされる、あるいは合理化されると、こういう占めが出てまいります。したがいまして、その分より迅速性の確保という面で事業主に対するサービス向上が図り得るものと期待をしておるわけでござります。

また、今後の事業団あるいは協会の組織体制についてのいろいろお尋ねがございましたが、組織体制につきましては、もちろんこれによりましてできる限り簡素化に努めていきたいと考えておりますが、具体的には六十年度の予算編成過程でこの辺は詰めていきたいと、こういうことで、今まで具体的な案を固めておるわけではございません。

それから、これに伴います人員の関係等につきましても、やはり六十年度予算の話になるわけでござりますが、そういう実際の人の面につきましては、もちろん事業団関係のそういう職員を解雇するというようなことはなく、両組織でのまた人事交流等も考えながらそれについては新しい組織づくりといふのをしつかり動けるような体制づくりというものを考えていただきたいと考えております。

それからまた、業務の面でも、従来の業務の方についてさらに簡素化の観点からいろいろ検討を重ねていきたいと、こう思っております。

また、臨調というものを受けまして、労働省の組織全体といたしまして、一つにはこの法案もそのうでござりますし、また、地方事務官の廃止というような形での法案も今提出をいたしております。

本省の内部組織につきましても、例えば婦人少年局を婦人局にするというような形、あるいはまた労政局と官房の政策部門というものなど、それから統計情報部をまとめて政策調査部というようなものを発足させる等の対応を進めていく、あるいはまた、出先の公共職業安定所あるい

は監督署につきましてできる限りの削減を図つて  
いくというような形での対応を、今具体化のため  
の検討を進めておるということございます。

○浜本万三君 では、終わります。  
○本岡昭次君 まず、官公庁における身障者雇用  
の問題について質問をいたします。

昭和三十五年に身障者雇用法が制定されて以  
降、雇用率制度改革の経緯を報告をしていただき  
たい。

○政府委員(加藤孝君) 昭和三十五年に身障者雇用  
率によりましてこの雇用率制度が創設されたわけ  
でございますが、その際、官公庁につきましては  
一・五%、それから現業につきましては一・四%  
ということとございます。また、民間事業所につ  
きましては一・三%、それから現場――当時は現  
場につきまして分けておりましたが、現場が一・  
一%、それから特殊法人につきましては一・五%、  
それから現場は一・三%、こういう雇用率が設定  
をされたわけでございます。これはその考え方と  
しまして、労働力人口中に占める身体障害者の比  
率、これが三十四年当時一・五%であった、こう  
いうようなことでスタートしたわけでございま  
す。その後、昭和四十三年に身体障害者の雇用状  
況改善ということで雇用率の引き上げが図られま  
して、官公庁につきましては一・七%、現業は一・  
六%、それから民間事業所につきましては一・  
三%、それから特殊法人につきましては一・六%、  
こういうふうにされたわけでございます。

その後、昭和五十一年の改正によりまして、こ  
の率の考え方としまして常用労働者数と失業者数  
をえたものと、それから常用の身体障害者数と  
失業しておる身体障害者数をえたもの、この両  
者の比率というもの民間事業所の法定雇用率に  
する、こういふ考え方方に若干変わりまして、そ  
してまた同時に、重度障害者の算定につきまして  
いわゆるダブルカウント、こういふような措置が  
講じられまして、新しい雇用率の考え方に基づき  
ましての改正が行われました。その結果、民間事  
業所の雇用率が一・五%と、こうすることになり、

官公庁や特殊法人につきましては、民間に対しま  
して率先垂範すべき立場にある、こういうことか  
ら、その上に上乗せしてこれよりも若干高目にす  
るということで、官公庁について一・九%、現業  
は一・八%、特殊法人につきましては一・八%の  
雇用率が設定されて今日に至つておるという経過  
でございます。

○本岡昭次君 一般的民間企業よりも特殊法人あ  
るいは官公庁の現業、非現業がそれぞれ〇・三%  
あるいは〇・四%上乗せしてその雇用率を決定を  
しております。公的的な事業体として、官公庁と  
してこれだけ努力をしようというその努力のあら  
われを数字にあらわしているんだ、こうしたこと  
に考えていいんですか。

○政府委員(加藤孝君) そういう趣旨でございま  
す。  
○本岡昭次君 そうすると、上乗せを例えれば〇・  
六%あるいは〇・八%あるいは一%というふうに  
しても差し支えがないということになりますね。  
○政府委員(加藤孝君) まあこれをどのぐらい上  
げるかということについてはまだいろいろあるか  
と思いますが、ただ、現実になかなか達成が難し  
い率を上げるということも、ある意味ではまた、  
何といいますか、やる気をなくすという面もござ  
いますので、やはり懸命な努力の中で達成可能な  
数、こういふようなことでいくべきものではなか  
ろうかと、こういう感じがいたします。

○本岡昭次君 現実的な対応という立場に立てば  
わかるんですが、特段〇・三%、〇・四%とい  
のが何か基準があつてやつていることじゃない、そ  
民间よりも官公庁がこれだけ頑張ろうとい、そ  
ういう熱意のあらわれ、努力のあらわれだという  
ならば、その〇・三、〇・四でなくてもそれが〇・  
五、〇・六であつてもいいだらうということを  
言っているんですよ、考え方として。

○政府委員(加藤孝君) 既に地方自治体におきま  
しては、そういう努力目標として三%というよう  
な雇用率を決めて頑張っておられるところもある  
わけございまして、やはりそういうような、目  
標をいろいろ掲げて努力をしていくということ  
は、大変私どもも国全体としても、大いに検討さ  
せていただくものだと思いますが、ただ、現状に  
おきましてどこまで上げていくのか、この辺また  
いろいろその努力目標というのも、やはりある  
程度は達成可能というようなことも考えていいかな  
きやならぬ、こんなふうに考えるわけでございま  
す。

○本岡昭次君 今局長の言葉が出来ました、地方自  
治体で三%という努力目標を掲げて頑張っている  
というのはどこですか。

○政府委員(加藤孝君) 例えば横浜市であると  
か、それから神奈川県であるとか、あと四つか五  
つそういう地方自治体がございます。

○本岡昭次君 後で資料としていただけますか。  
○政府委員(加藤孝君) 提出させていただきます  
○本岡昭次君 それでは、現在、国及び地方公共  
団体がどのような雇用率になつているかといふ調  
査によりますと、雇用率が一・九%といふように  
決められております非現業的機関では、五十八年  
六月現在で一・八九%とほぼ達成をしております  
が、それでも厳格に言えば〇・〇一%法定雇用率  
を下回っております。その〇・〇一%下回るとい  
うのはいかなる状況の中で下回つてあるのか報告  
していただきたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) 残念ながらまだ下回つて  
おる主たる理由は、実は、都道府県の教育委員会  
におきます教職員の実雇用率といふものが低いと  
いうことに主たる原因があるわけでございます。  
この教職員の場合には、身障者のうちで教員を  
希望し、かつ教育資格を取得する方といふ方が比  
較的小ないというようなことで、この辺について  
の雇用改善が進んでいないということございま  
して、当面教育委員会の職員のうちのいわゆる事  
務職員についての採用を進める、こういふような  
形で今懸命にしりをたたいておる、こんなような  
事情にござります。

わけございまして、やはりそういうような、目  
標をいろいろ掲げて努力をしていくということ  
は、大変私どもも国全体としても、大いに検討さ  
せていただくものだと思いますが、ただ、現状に  
おきましてどこまで上げていくのか、この辺また  
いろいろその努力目標というのも、やはりある  
程度は達成可能というようなことも考えていいかな  
きやならぬ、こんなふうに考えるわけでございま  
す。

○政府委員(加藤孝君) それで、身体障害者の皆さんの雇  
用創出、雇用の場を、雇用の機会をどれだけ拡大  
するかということが一番大事であります。そうし  
た意味で、〇・〇一%といえども達成していない  
ということはこれは遺憾だ、問題があるというふ  
うに言わざるを得ないんですが、この〇・〇一%  
を達成して一・九%となつたときは、単純に計算  
をすると、何人ぐらいの身体障害者の雇用の場を  
確保することができますか。

○本岡昭次君 約二百名強という数字でござ  
います。

○政府委員(加藤孝君) 約二百名強という数字でござ  
います。

○本岡昭次君 それではもう少し具体的な実態を  
明瞭化にした上で、また大臣のいろんな考え方を  
聞きたいと思うんです。

○本岡昭次君 次に、中央省庁の身体障害者雇用状況も私は調  
べてみました。おおむね各省庁雇用率を達成をし  
ています。当然であろうと思うんですが、しかし、  
名前を申し上げて失礼ですが、自治省だけが一・  
三%というふうなことで、実際二人程度身体障害  
者の雇用をしなければならない状態にある、こう  
いうことなんですが、自治省、その問題は、現状  
どういうことになつてているのか、報告してください  
い。

○説明員(澤田秀男君) 身体障害者の雇用につ  
いては従来から努力をしてきたところでござります  
が、自治省の場合には、任命権者の異なる地方団  
体との人事交流が頻繁に行われるという特殊性も  
ございまして、報告時点では身体障害者がたまた  
ま地方団体に例年よりも多く出向しているという  
ことのために、五十八年度の場合に一時的に未達  
成となつてているところでございまして、なるべく  
早い時期に達成できるよう努めましてまいりたい  
と考えております。

○本岡昭次君 都道府県教職員の雇用状況の悪さ  
が全体の足引きをしているということですが、そ  
れも各都道府県ごとにどういう実態にあるかとい  
うことの資料を提出していただけますか。

○本岡昭次君 県別の数字は提出させていただきます。  
○本岡昭次君 それで、身体障害者の皆さんの雇  
用創出、雇用の場を、雇用の機会をどれだけ拡大  
するかということが一番大事であります。そうし  
た意味で、〇・〇一%といえども達成していない  
ということはこれは遺憾だ、問題があるというふ  
うに言わざるを得ないんですが、この〇・〇一%  
を達成して一・九%となつたときは、単純に計算  
をすると、何人ぐらいの身体障害者の雇用の場を  
確保することができますか。

○本岡昭次君 約二百名強という数字でござ  
います。

○政府委員(加藤孝君) 約二百名強という数字でござ  
います。

○本岡昭次君 それではもう少し具体的な実態を  
明瞭化にした上で、また大臣のいろんな考え方を  
聞きたいと思うんです。

○本岡昭次君 次に、中央省庁の身体障害者雇用状況も私は調  
べてみました。おおむね各省庁雇用率を達成をし  
ています。当然であろうと思うんですが、しかし、  
名前を申し上げて失礼ですが、自治省だけが一・  
三%というふうなことで、実際二人程度身体障害  
者の雇用をしなければならない状態にある、こう  
いうことなんですが、自治省、その問題は、現状  
どういうことになつてているのか、報告してください  
い。

○説明員(澤田秀男君) 身体障害者の雇用につ  
いては従来から努力をしてきたところでござります  
が、自治省の場合には、任命権者の異なる地方団  
体との人事交流が頻繁に行われるという特殊性も  
ございまして、報告時点では身体障害者がたまた  
ま地方団体に例年よりも多く出向しているという  
ことのために、五十八年度の場合に一時的に未達  
成となつていているところでございまして、なるべく  
早い時期に達成できるよう努めましてまいりたい  
と考えております。

なお、その後の人事異動によりまして、自治本省における身体障害者の数は一名増加しております。そして、本年四月一日現在の法定雇用数に対する不足数は一名ということになります。今後なお引き続いて努力してまいりたいと考えております。

○本岡昭次君 これは五十八年の六月一日ですか

ら、今おっしゃるように、その後のことしの四月で若干人數の変動があるうと思います。しかし、問題は身体障害者の雇用創出ということについてそれなりの努力なり工夫なりといふものがなければ、これはなかなか身体障害者の雇用の機会といふものは確保されないわけとして、数字にあらわれた問題だけで論議するのはちょっと問題があると思いますが、しかし、そのほか厚生省を見ると二・四四%、通産省が二・二%、行管厅が二・一九%と、全体の省庁よりも高い数字を示していることが私の調べでは出てきているんですが、それぞの省庁で雇用創出のためにどういう努力をされておるか、参考のために簡単にここで教えていただきたい。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のように、厚生省におきます身体障害者の雇用数は、五十八年の六月一日で二・四四%ということになつております。

厚生省は身体障害者の福祉の所管官庁でございまますので、そういう意味で、何をおきましてもまずもつて積極的に努力しなければならないことは当然のことです。私が論議しましたように、私はどもいたしまして、こういった関係いろいろな内部機関から報告をとります際に、必ず職員の採用につきまして今後とも身体障害者の採用に留意するというようございます。

○説明員(高橋達直君) 通産省でございますが、先生御指摘ございましたように、通産省の場合には、昨年の六月一日現在で本省におきまして二・二%の雇用率になつておりますし、また、その他

の附属機関あるいは外局におきましてもおおむね同じく同じような状況で、中小企業庁につきましては三%を超えているという状況でございまして、通産省としましてもできるだけ適性を持つた職場に身体障害者の方を雇用できるように、できるだけ努力を今後ともしてまいり所存でござります。

○説明員(鈴木昭雄君) 行政管理庁でございますが、行政管理庁におきましても、先生御指摘のとおり、昨年の六月現在で二・一九%、約二・二%の雇用率となつております。

私どもいたしましては、実際に採用を行う本庁あるいは管区行政監察局等八ヵ所ばかりございまが、それぞれにつきまして目標数を具体的に定めておりまして、それに基づきまして、人事担当者の会議等において日々その趣旨の徹底を図つておるところでございます。また、毎年六月、それそれから報告をとりますが、その際、私ども長官房におきまして総合的な管理を行つておるところでございます。

○本岡昭次君 大臣、各省庁ずっと言えればいいんですが、そういう必要もないと思ひますので

…。  
先ほど私が論議しましたように、一・八、一・九達成しておればいいということじゃなくて、やはり率先垂範して、先ほど例がありました、自治体でもそれさらに上回る努力目標を設定して頑張っているというところもあるわけございまして、今の状況下においてさらに拡大に向けてこの際大臣にも、閣議の中等において現状を報告し合いながら、さらには拡大するよう要請するというふうなことも積極的にやついていただきたいと思うのですが、いかがでござりますか。

○國務大臣(坂本三十次君) ただいま各省から御報告のように、それぞれ努力をいたしまして、それがこの特殊法人も政府の所管にかかるところを上げていかなければなりません。しかし、何と

いつも各官庁が率先垂範をしてその姿勢を示すことがあります。それで労働大臣、あなたの労働省はどのぐらいの雇用達成率にあると思いますか。御存じですか。労働省、あなたのところです。

○政府委員(加藤季春君) 一・九一という段階でござります。

○本岡昭次君 それで労働大臣、あなたの労働省が不足しておられると聞いています。その計画に基づいて現在どんな努力しているのか、いつ達成するのかという点もあわせて報告をしていただきたいと思います。

○説明員(鈴木昭雄君) 科学技術庁関係で、動力炉・核燃料開発事業団、これは一・五九で、本来雇用すべき身体障害者が四人不足しているということになつております。

それから新技術開発事業団、これも〇・七六、一

人が不足。宇宙開発事業団一・六二、一人不足。日本原子力研究所一・七六、一人不足。理化研究所一・〇一、四人不足。科学技術庁は一番これまで、二%以上を上回っているところは、名前を挙げませんでしたが、その他まだ幾つかあるわけでございまして、単純にそれだけで順位を示すことは、余り状況を的確にそこで示すことになりませんが、しかし、そういう数字で見る限り、労働省は全体で下位にあるというふうに私ここで見るんですよ。おひざ元の労働省、それこそひとつ率先垂範して、厚生省も今二・四四と、ここもまた福祉の立場から率先垂範しなければならない省庁です、いま少し雇用率は本来上がついてもよかつたんじゃないかと思います。どうぞ大臣、率先垂範して、来年もう一度質問してみたいと思いますから、その努力の結果を見せてもらいたいと思います。

○説明員(鈴木昭雄君) この特殊法人も政府の所管にかかるところでござります。

○説明員(石塚貢君) その下回っているところは既に雇用達成計画、先ほど民間の問題について答弁をされておりましたが、達成していない特殊法人は、こういう計画を立て達成するということについてそれを計画を立ておられると聞いています。その計画に基づいて現在どんな努力しているのか、いつ達成するのかという点もあわせて報告をしていただきたいと思います。

○説明員(鈴木昭雄君) その下回っているところは既に雇用達成計画、

先ほど民間の問題について答弁をされておりま

すので、私としても各省庁に対して、今後とも努

力を置いていってもらいたい、そしてその達成率

も、雇用率ももう少しアップができないかどう

か、そういう方向で検討していきたいと思ってお

ります。

○説明員(鈴木昭雄君) その下回っているところは既に雇用達成計画、

先ほど民間の問題について答弁をされておりま

ますが、この一機関については、それぞれ一名がなお不足しているという実態でござります。

当庁所管の特殊法人は、その研究開発実施機関としての性格上、科学技術に関する専門的な知識

とかあるいはそれぞれの職場に対する適応力といったもの、そういうものの有する者を採用する必要性が高いという特殊性がございまして、各法人の求人に対しまして、その条件を満たす身体

障害者の応募が得られにくいといったような難しさを  
い面もござりますけれども、できる限りの雇用を  
推進いたしまして、少なくとも法定雇用率は早期  
に達成するよう指導しているところでございま  
す。

しかしながら、今後とも職員の採用に際しましては身体障害者雇用促進法の趣旨に即しまして身体障害者を雇用することについて指導してまいりたい、そのように考えております。

まして、本年の三月末現在では法律上の計算といたしましては五人ということで、二・〇七%まで改善をしている状況でございます。  
私どもいたしましても、今後とも前向きに、  
油公団をこの問題については指導してまいりた  
と、かよううに考えております。

あつても結果が伴つていらないわけでございまして、先生御指摘のとおり今後いろいろ工夫をして、職業安定所の方と御相談しながら求人活動を積極的に行いまして、早急に法定雇用率を達成するよう指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○説明員城宏明君 日本道路公団、それから東京都高速道路公団でございますが、いずれも高速道路の建設、管理を行うという機関でございまして、その業務の性質上、現場の調査でございまとか、工事の監督、検査あるいは道路のパトロールといったふうな比較的身体障害者に必ずしもぎりない業務を割合多く抱えておるという実情がござ

*Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 35, No. 4, December 2010  
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

に雇用に努力いたしまして法定雇用数を達成するよう指導してまいりたいと考えております。

○説明員(眞鍋武紀君) 農林漁業金融公庫の関係でございますが、御指摘のとおり、農林漁業金融公庫では現在二名不足をいたしております。同公庫におきましては五十八年、昨年の二月でござりますが、法定数を達成していただけでございましたが、その後三名ほど退職者がございました。その後さらに採用が一名ございまして、四月現在では、遺憾ながら二名不足したままということになつておるわけでございます。

りましたけれども、五十八年に一名の退職者はあつた関係で御指摘のような状態になつたわけですがあります。

公団におきましては今後とも法定雇用率を充実するための努力を続けていく方針であるというふうに承知いたしております。

○**説明員(水田嘉憲君)** 帝都高速度交通公団の係につきまして御説明したいと思います。

當団につきましては、事業の性質上トンネル等におきます現場の仕事が非常に多いということ等もございまして、身障者の雇用職種が狭くなつて

ざりますけれども、しかし公團全体といたしまして法定雇用率を達成すべきは当然のことです。

農林水産省といたしましては、この二名につきましてできるだけ早く雇用ができるよう、農林金融公庫に対して積極的に指導してまいります。  
○説明員(高橋達直君) 石油公団の関係でござりますが、先生御指摘のとおり、昭和五十七年の六月一日現在におきましては法定雇用率が一・一

具体的に申し上げますと、職業安定所の方に来ておるわけでございます。しかしながら、営団として、それなりの努力を今まで重ねておるわけでございます。

○本岡昭次君 それぞれ聞かしていただきまして、これらの努力に大いに期待をしたいと思ふ。今後ともこの雇用率の達成に向けまして、さらなる努力を傾注いたしまして、できるだけ早急に完全な達成をいたしたい、このように考え、また、公団を指導してまいりたいと考えておる次第であります。

二・%でございましたが、昨年六月の御報告時の時点では一・六七に改善を見ておりまして、法律上の雇用数も四名ということになつております。なお、雇用者の数からまいりますと一・八%を掛け

ことができなかつたわけでもござります。五十五年以來合計九回にわたりまして職業安定所の方々に願いをしてきておるというふうに聞いておりなす。結果といいたしまして、先生御指摘のとおり

しかし、一方、先ほども言いましたように、それぞれの特殊法人の仕事の内容によって制約が生じるかと思いますが、しかし非常に雇用率を大幅に下げる

ますと四・三人になるわけでございますけれども、端数の関係を法律上整理をして四名というふうで、一応法定の基準は満たしておるわけでござります。しかし、その後さらに改善努力をいたし

名ほど少ない、数字に直しますと一・七五%という法定雇用率一・八%に満たない数字になつておるわけでございます。

頑張つていただいておる、こういう状態ではなかと思います。また、文部省の日本育英会二四%、沖縄開発庁の沖縄振興開発金融公庫二八%、農水省の農業者年金基金二・二五、自治省公営企業金融公庫二・四七、それぞれ雇用率を大幅に上回つていただけております。それぞれのところについてその努力の中身を聞かしていただきたいと思うんですが、時間がありませんので、た別の機会にこれは譲りたいと思います。

大臣、身体障害者の雇用問題について一番お

さるの省廳なりこうした特殊法人がそういった点についてやはり私はまだまだその努力は不十分だ、こう思うんです。労働省としてもと責任を持つて各省廳を奨励し、民間の皆さんに対しても、我々官庁の方も特殊法人関係のところも、いろいろこういう難しいところでもこれだけの雇用を達成しているんだ、そして法定雇用率そのものを大幅に上回っているんだといった、やはりそういうお手本を示していくことが一層重要なではないか、こう思います。今全体の特殊法人関係も聞いておられてどのような感想をお持ちになりましたか。

○國務大臣(坂本三十次君) 官庁に対しましても、また、今報告がありました特殊法人に対しましても、やはり一生懸命やつておるところはそれなりの実績が上がつておるわけですから、今聞いておりまれば、特別のところ除いてもうあと一人か二人というところが多いようになりますが、それくらいのことならひとつ一奮発をお願いをしたい、やればできるのではないかと思いますのでも、私からもひとつこの点、特殊法人などにつきましてさらに努力をしていただくようにお願いを強めていきたい、こう思っています。

○本岡昭次君 ちょっと、今の大臣の一人や二人という、それが問題になるんですよ。法定雇用率を満たした、それが一人がやめたらまた達成しなくなるという、そういう関係で雇用しているんですよ。一人一人やめてもきつと法定雇用率は確保しているという状態にしていれば問題ないんで

改定時にはそういう事柄について積極的に考えよ。だれか退職したら達成しないからどこかかかれてその途端に雇用率が下回る、さあだれか来てくださいというふうな、私はそういう非常に消極的な形でこの身障者の皆さんのが問題をとらえている、そのことにまだ問題がありはしないかということを言っているんですよ、大臣。一人や二人の問題じゃない。一人や二人によつて上がつたり下がつたりする、そういう姿勢に問題がある、こう言つているんですよ。私の言つていることわかつていただけますか、大臣。

○國務大臣(坂本三十次君) はい、わかりました。

○本岡昭次君 極めてひとつやつてください、そういう立場で。

そういう意味で、やはり率を定めると率にこだわつて、やつと法定雇用率を達成したと、こう安堵してしまうわけですね。さらに上回るといつ努力がなかなかできない。だから、やはり高い目標をそこで当然掲げることが必要になるということをも出でくるわけなんですよ。高い目標を掲げるということが必要になつてくる。

そこで、現在の民間の方はまだ一・一二三といふことで一・五にまだ相当開きがありますが、特殊法人なりあるいは官公庁の方はもうそれに相当近づいているわけでして、もうすでに上回つてゐるところも現にたくさんあるわけですから、どうですか、次の雇用率の改定時には、先ほど一番初めに私が問題にしました、現在〇・二%なり〇・四%民間を上回らしているという問題を、この際たとえ〇・一%でもいい上げて、〇・五%民間よりも高める、そうした一步踏み込んだ努力を政府みずからが責任の持てるところにおいてやるべきでないかと思うんですが、これはひとつ大臣に、次の改定時にはそういう事柄について積極的に考え方

○國務大臣（坂本三十二次君） 次は六十一年ですか。  
か、それまでにひとつ政府の姿勢としても、民間  
に対するやっぱりこれが一つのお手本になり刺激  
になることですから、もう少しバーを、もう一セ  
ンチも二センチも上げるようなことができない  
か、その方向に向かつて、今度の改定のときに前  
向きに検討します。  
○本岡昭次君 ゼひひとつ前向きに検討をしてい  
ただきたいと思います。  
各省庁の方、結構ござります。ありがとうござ  
いました。  
それでは、法案そのものの問題について二、三  
お伺いをいたします。  
内閣法制局にもお越し頂いておりますが、  
まず、初步的なことから聞きますが、この身体障  
害者雇用促進協会が今度事業団の業務を全面的に  
引き受けるというんですか、移転を受けるわけな  
んですが、この協会は民間の法人というふうにと  
らえていいんですね。  
○政府委員（大出峻郎君） 身体障害者雇用促進協  
会という団体が民間の法人であるかという御質問  
でございますが、御承知のように、身体障害者雇  
用促進法という法律に基づきまして労働大臣の認  
可を得て設立をされている法人であります。その  
構成等につきましては、これはいわば民間の方々  
の考え方をもとにしてつくられていく団体であ  
る、こういう意味では民間の団体であるというふ  
うに理解してよろしいかと思います。  
○本岡昭次君 民間の団体ですね。その民間の団  
体が今度の法改正によって納付金というものを  
扱つていくわけなんですね。  
それで、次に納付金の性格についてお伺いした  
いんですが、私がこの法案を見る限りにおいて、  
納付金といふものは、その表現は適切でないかも  
しませんが、税金や労働保険料、社会保険料等  
に近い性格を持つていて、そしてそれを徴収する  
徴収権といふふうなものは、これはもう公的な性

格そのもので、合法的な権限を有しているというふうに見ます。そしてまた、納付金の徴収を怠れば追徴金や滞納金といった滞納処分等を行えるわけで、こうしたことはこれは一種の行政行為であるというふうに思いますし、そのことから行政訴訟、すなわち行政不服審査法による不服申し立てや行政事件訴訟、こうしたことも対象になるというふうなことがこの法案の中に出でてきているんですね。

このような公的な納付金関係業務を先ほど言いました民間の団体という性格を持つてゐるところに業務として一切合財任せせる、もちろん労働大臣の監督とかいうのがずっと出てきておりますが、私は納付金の性格という問題からならないのじやないかという気がして仕方がないんですが、納付金の性格という事柄について内閣法制局の方の見解をいただきたいと思います。

○政府委員(大出峻郎君) 身体障害者雇用促進法に基づきますところの、ただいま御指摘の納付金の法的な性格ということについての御質問でござりますが、これは一定の雇用率を超えて身体障害者を雇用する、そういう事業主に対しまして、その経済的な負担の平等化のために支給をする調整金、あるいは身体障害者の雇用を促進するための各種の施策に要する費用の一部に充てるために支給する各種の助成金、そういう財源とするために、雇用率を達成しない事業主がその雇用率に不足する身体障害者の人數に応じまして法律上納付する義務を負う、そういう負担、金錢であるというふうに理解をされるわけであります。それが法律に基づいて義務として納付されるべき性格のものである、こういう意味からしますといふと、先生御指摘のような公的な性格の徴収金であるという理解もそのとおりであろうかというふうに理解をいたしております。

○本岡昭次君 そこで、そういう公的な性格のこの納付金の扱いを民間の団体に任せたということがありますですが、今言いました納付金、それから助成金、いろいろ全体の金は労働省に聞くところによ

ると二百億円という大変な金が扱われるということになるんですが、しかもそれが非常に公的な性格の強いものであるということからして、私は、二百億という公的な性格の金品の動きそのものについて、行政管理庁や会計検査院が行政監察やあるいは会計検査等を実施するということ柄が必要ではないかと、こう思っていますが、行政管理庁、会計検査院、そのことについての見解。

それから、そういうものができないというのであれば、それでは、これからそういう公的な性格を持つた金品の管理、動き、そしてその後さまざま問題に対して公的な権限行使してかかわっていかないかぬというようなことはできると思うんですけれども、そうしたことが法案の中に、私たちが心配ないと安心できるような形で盛り込まれているのかどうか。その点についても教えていただければありがたい、こう思います。行管院、会計検査院、お願ひします。

○説明員(長野文昭君)お答えいたしました。

御案内のように、行政管理庁の行政監察は、いわゆる行政管理官設置法第二条第十一号に基づきまして、国の行政機関の業務の実施状況について行うものでございます。しかしながら、同法第二条第十二号によりまして、この監察に関連いたしまして、国の委任または補助に係る業務の実施状況についても必要な調査を行うこととなつております。

今国会に提出されております身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案、これによります

と、労働大臣は、身体障害者雇用促進協会に対しまして身体障害者雇用調整金の支給等の、先生のおつしやいました、納付金関係業務を行わせるものとしております。これは労働省が協会にこの業務を国にかわって行わせるものでございまして、國の事務を協会に委任することを意味しているといふふうに考えております。したがいまして、この協会が行うこととなりますいわゆる納付金関係業務につきましては、國の委任に係る業務といったしまして、行政管理官設置法第二条第十二号により

まして行政管理官の調査権限が及ぶものというふうに解しております。

もう一つ、後段のお尋ねでございますけれども、從来この問題についてまだ行政監察をやっておりませんけれども、御指摘の趣旨、それから今後の業務の実施状況等も踏まえまして、監査テー

マの選定に際しまして検討さしていただきたいと、こういうふうに考えております。

○説明員(大沼嘉章君)お答えを申し上げます。

私ども会計検査院の検査対象につきましては、会計検査院法の第二十二条とそれから二十三条におきまして、國の収入支出、そういうた國の収入支出のほかに、例えば國が資本金を出資している法人の会計であるとか、あるいは補助金等の財政援助を与えておるものとの会計、こういったものを検査することができますというふうに限定的に列挙をされているわけでございます。しかしながら、当業務につきまして、協会では、國から出資金あ

るいは補助金等の交付を受けしておりません、それからまた、これから収納することになります納付金につきましては、協会の収入として經理されるということになつておりますので、私どもの検査の対象とはならないものと考えております。

ただ、法案の中に、この業務に関連いたしまして借入金を借り入れることができると、そういうふうな規定があるわけでございますが、その借入金を國から借り入れた場合、これにつきましては、財政援助団体といふことで検査指定をいたしますれば私どもの検査対象になるということになります。

どうかと思います。

それから後段のお尋ねでございますけれども、いろいろ從來國あるいは國に非常に近い団体で実施いたしております。これは労働省が協会にこの業務を国にかわって行わせるものでございまして、この移管される、あるいは委任という形で実施されるといふことがしばしば生じてくるわけでござります。

その結果、私どもの検査の対象あるいは検査の範囲といふものがそれに対応して縮減するといふことも生じてくるわけでございますが、要

は當該業務を実施することになります団体が適正に事業を執行できるよう、そういう体制が担保されているかどうかということに問題はかかるべくのじやないか、こういうふうに思うわけでございます。

法案の中身を今詳しくあれしているわけではございませんけれども、今回の改正によりまして、協会につきましては、例えまなし公務員の規定でございますとか、あるいは監督官厅のいろいろな処置に対する是正命令、その他かなり監督権限が強化されているような内容になつてゐるようにお見受けいたしております。こういった監督権限を使いたします労働省につきましては、私ども

従来から検査の対象といたしておりますので、こういった監督権限の行使につきまして、法案が通りました場合には、これから十分な関心を払つて見守つてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○本岡昭次君 今説明で、行管院の方は行政監

察の対象としてこれからもやつていけるということができた場合、あるいはまた労働省の権限行使という中で必要な場合はということであります。

労働大臣、これ、やはり二百億という本当に大きなお金が動くわけでございますから、單に民間の活力ということで何でもかんでも民間に移せばいいというもののじやないと思うんです。今度のこ

の法案は行政改革として、私、表現は余り上手

い、何と言うのか、改革の一つだと思つんですね。

何かこれも行革関連法案の一つといふふうに聞い

ておるんですが、ただ私はそれでも心配するの

ところですが、ただ私はそれでも心配するの

い問題になるから今のうちにとかいう、何らそうちした財政上のメリットがない中でそこだけを切り離していった。それだけに、そこで動くお金そのものに対して不正が起こらないよう十分な監督といふのが行われ、そして眞の目的であります。身体障害者雇用が促進するということについて、労働省の本来持つておる行政的な責任と、この納付金を取る、そして助成金、調整金を渡すというこのお金の動きの面がばらばらにならないように十分享慮をやつていただきなければ、私は今後大きな問題を起こすんではないかという心配があります。

この点について、労働大臣いかがですか、私の心配について。

○國務大臣(坂本三十次君) 今度のこの改正の要

点は、今までには協会にまず事務を要求をして、そ

の協会が、権限がないですから、その上部構

造の事業団にまた指示を仰ぐ、こう二段階制のや

つを、いや、それほどに及ばぬから協会一本にし

ようという、二段階を一段階にした。そうしたら

事務もスピードアップする、こういうところが一

番のメリットではないかと思いまして、そのほか

の点で、お金の面で不安が出るだらうかとか、そ

ういうようなことはそれほど心配はないのではないかと思うております。

○本岡昭次君 それでは最後に、一、二お伺いして終わります。

今おっしゃいましたように、余りメリットのな

い、何と言うのか、改革の一つだと思つんですね。

労働省も何かなりやいかぬのと違うか、そんな

けれども、何のメリットもない。要するに財政上

のメリットははつきり言つて何にもないわけです

よね。これを民間に近い団体に移したことによつてそれでは財政がどれだけ、今まで支出しておつたものが支出しなくとも済むとか、これからまたいろいろそのことにかかわって財政上非常に厳し

ました。まず、業務を協会の方に移したことによつて財政上のメリットは特段ない。ただ、事業団で、そ

のことによつて定数といふんですか、そのことによつてかかわつてい人が要らなくなる、不要になると思ふんですが、それではその人数は何人で、そしてその人々はどういうところでこれから働いてもらうようにするのか、雇用の問題。

うに、非常に成績が上げ得るものでござりますので、せひことしにおいてもそういうようなものをひとつ取り組んでいきたい、こんなふうに考えておるところでござります。

はとんと私がお聞きしたいような質疑点は出なくしたようですが、ただいま議題となつております身体障害者雇用促進法の改正案につきまして、ちょっとその関連でお聞きしたいのですが、諸外国で、雇用率制度というものを法律によって規制しているところがござります。よ

律として制定しているとかござりますが、また、ございますとすれば、報奨金とかそれから調

整金というものを出したりまた助成金を出すために納付金制度をとっているかどうか、そういうふた

○政府委員(呂謙孝君) 諸外国におきましても類点についてまずお聞きしたいと思います。

似のいろいろの制度がございましてやつておられ

障害者というものの範囲が若干異なるというよう

な事情などもございまして、雇用率あるいは雇用率制度の適用の仕方等々、いろいろまちまちでござ

ざいます。例えば西ドイツにおきましては、心身障害者で家事能力が五〇%以上喪失した者、こう

障害者と利得能入本主の上に、二重の主がいる。この二重の主が、何うのを障害者としておるとか、あるいは、そう

いよ／＼な対象にする中で、十六人以上の従業員を雇用する民間企業及び官公庁について六%、こ

ういう雇用率が定められておるわけでございま  
す。それからまた、イギリスにおきましては、身

体的精神的損傷のある者で労働能力の減退した障害者と、うのを対象とするとして、常時二十人

以上の従業員を雇用する民間企業について三%、

こういう雇用率が定められておるわけでございま  
す。また、身体障害者を雇用する事業主に対しま

して調整金や報奨金を支給いたしております例といたしましては、例えば西ドイツにおきまして

は、未達成の民間企業や官公庁からちょうど我が國の内寸金に相当するものを数枚いたしまして、

この結果は相当の改善を図りたいと思います。これを原資といたしまして、障害者用の機械設備

○**政府委員(加藤孝君)** 特に大企業とか、あるいは中堅企業で、雇用率未達成の企業が非常に多いそうでございますけれども、その理由はどういうところにあるのだとお考へていらっしゃいますか。

○**政府委員(加藤孝君)** はまた、こういう金融サービス関係での雇用率がなかなかレベルが低いわけでございますが、こういったところにつきましての事情を見てみますと、例えば大企業などでござりますと、大体終身雇用制になつておる、それが定着しておる、こういうようなことで、中途採用をするということをおきまして、雇用率四%の未達成の事業主から補助金を出すとか、あるいはまた職場改善のための補助金を出すとか、建物の改築のための補助金を出す、こういうようないろいろ施策がなされておるわけでござります。

○**中西珠子君** ただいまの局長の御説明では、西独では官公庁からもやはり納付金のようなものを取り立てるという御説明がありましたけれども、そのとおりなんですか。

○**政府委員(加藤孝君)** そうなつております。

○**中西珠子君** 日本では、官公庁とか特殊法人からはそういう納付金のようなものを取り立てるということはしていないわけでございますが、ただいま法定雇用率はほとんど達成しているような状況だというお話、また、達成していないところはどういう理由で達成ができないかというふうなお話を承つたわけでございますが、民間の企業における身体障害者雇用の実態に関しましても先ほど来お話が出ましたけれども、大企業で雇用率未達成の企業の割合が非常に大きい。また、産業で言いますと、金融・保険業とか卸・小売とか、それから不動産、またサービス業、こういった産業で雇用率未達成の企業が非常に多いそうでござりますけれども、その理由はどういうところにあるのだとお考へていらっしゃいますか。

一般になかなかしない。したがいまして、身体障害者を途中で採用するといふこともなかなかない、こういうような問題が一つございます。  
それから、特に大企業等を中心にしてしまって、常用労働者数が非常に多い、そしてまた、急速に労働者数もふえておるとかいうような中で、何といいますか、さつきちょっとお話を出ておりましたように、一人二人雇うなんというもののじや全然雇用率は伸びない、相当多数の雇用を進めないと率が上がっていないかない、こういうような事情がございまして、その辺が相当、最近は積極的に努力はしていただいております、懸命に大企業を中心で指導しておりますと採用していただいておりますが、率の面でいきますとなかなかこう伸びますが、一遍にはいかない、こういうような事情もござります。

業などでは身体障害者の雇用に関する理解といふものが十分でない。それからまた、こういうサービス業あるいは対人業務の関係でござりますと、そういうところに身体障害者というものを人にに対するサービスみたいな仕事で使うと云うことに置いて、まだその辺について、思い切って身体障害者を前面に出していくような形での対応が足りないと云うようなことなどがございまして、こういう規模の大きいところ、あるいはサービス業関係についての伸びがはかばかしくない、こんなような事情にあると見ておるわけでございま

○中西珠子君 やはり身体障害者に対する一般の

偏見というものは非常にまだ根強いものがあると思いますし、特にサービス業、接客業というふう

な面での身体障害者の雇用というものは大変難しへとは思ひますけれども、やはりどの産業でも身

体障害者の雇用率を高めるというための強力な指

導 啓発活動をやっていただきたいと思います  
し、殊に大企業では、今もおっしゃいましたけれ

ども、終身雇用制のもとでなかなか中途採用をしない。また、殊に身体障害者は雇いにくいという

卷之三

ふうな面もあるとは思いますが、それでも、納付金が大変安いと思ふんです。それで、納付金を一人につきこれぐらい払つておけば、お金で済むことであればお金で済ましたいというふうな気風もあるのではないかと思うわけでござりますけれども、納付金を将来高めていくというお気持ちは全然労働省にはないわけでござりますか。

(政府委託が開業する)この総合企画の審査(五二)  
六年の検討におきまして三万円が四万円に引き上  
げられたというような経緯もございまして、事業  
主たちの声を聞きますと、大変にこれは、何とい  
うか、毎月四万円でござりますので、やはりこれ  
は相当な負担になる。だからそういう負担を免れ  
るという意味ではなくて、やはり身障者の雇用と  
いうものは真剣に取り組んでいくべきものである  
ということをひしひしと感じさせられておるとい  
うような意味では相当の効果といいますか、それ  
なりに刺激的な意味を持つ金額もあると、こう  
見ておるわけでございます。

しかしすれども、用率問題についての検討の際にまた検討をさして、いたぐる問題と考へております。

○中西珠子君 身体障害者の数が大変ふえていて、過去十年間において五割はふえたというお話をございましたが、過去二十年間における推移について、資料をお持ちでいらっしゃいましょうか。

十三・九人でございましたが、昭和五十五年にはこれが二十三・八人ということで、出現率も高率化の傾向が出ておるわけでござります。

○中西珠子君　ただいま御説明のありましたように、身体障害者は非常にふえているわけでござりますね。殊に肢体の不自由者というふうなものがふえているし、視覚の障害の者もふえている。これはやはり産業事故のほかに交通事故が物すごくふえているということが言えるのではないかと思ひます。ですが、こういった人たちの雇用の問題、職業リハビリテーションの問題は、やはり年を追つて非常に重要となつていて、重要なことが言えます。

そして、五年ごとの法定雇用率の見直しといふのももう近づいているわけでござりますけれども、このように身体障害者がふえている今日、先ほどお話しのありました、外国における法定雇用率というのも日本よりも高いようではございますので、六十一年度における見直しにおきましては、法定雇用率を引き上げるという方向でお考えいただきたい。また、殊に官公庁におきましては既に法定雇用率をほとんど達成していらっしゃるやうな状況の下で、法定雇用率を引き上げるというのも含めまして、法定雇用率の引き上げというものをお考えいただきたいと思うのですが、大臣のお考え方いかがでございましょうか。

○國務大臣（坂本三十二次君）　法律によつて、六十一年に見直しの時期ということになつておりますので、ただいまのこの身体障害者の高齢化とか、それから重度化が進んでおるという実態をよく踏まえまして、できるだけこの法の目的に従うよう思つておりますが、そういう見直しをしていきたいと思つております。

○中西珠子君　それから公共職業安定所における心身障害者の求職と就業の状況は、ただいまどのようになつておりますでしょうか。

○政府委員（加藤孝君）　五十八年三月末現在で職登録をしておられます障害者は四万三千人おられるわけでございます。これは、その一年前の五十七年時点と比べますと、これが三万七千人でござります。

ざいましたので約六千人の増加になつておるわけでございます。この内訳を見てみると、身体障害者の方が三万八千人、それから精神薄弱者その他の方が約五千人、こういうような状況にござります。

この一年間におきます新規の求職申し込み、あるいは就職の状況を見てみると、新規求職申し込みが六万二千ということと前年六万一千よりやや増加をしております。就職者数が約二万八千といふことで、これが残念ながら前年同期の三万一千というよりも減少をしております。

なお、新規の求職の申し込み者のうち、身体障害者は五万二千人、それから精神薄弱者その他の障害者は約一万人、こうなつておりますと、就職いたしました方の内訳で申しますと、身体障害者で二万一千人、精神薄弱者その他の障害者で約七千人、こういうような概況にござります。

○中西珠子君 就職状況もはかばかしくないと言つていいのではないかと思いますが、身体障害者がどんどん増加する、また高齢化、重度化も進んでいるという中で、就職状況もなかなか伸びない、そういう状況に対しまして、労働省はこれららどのような対策をおとりになるおつもりでいらっしゃいますか。

○政府委員(加藤孝君) 先ほど数字も申し上げましたように、障害者の数は増加の傾向をずっとたどつてきておるわけでございまして、これに伴いまして安定所の求職者という形での障害者も増加をしておりますが、残念ながら最近の身体障害者の雇用の伸びはだんだん鈍化ってきておる、こういう状況にあるわけでございます。

そういう意味で、今後一層この雇用改善のための努力が必要だということを考えおりまして、ことしの一月に雇い入れ計画の作成命令制度といふものの運用基準につきまして、従来雇用率が〇・五%未満というものに対しても命令をしておりましたものを、今後は〇・七五%未満というところまで引き上げまして、この作成命令をさらに從来大企業中心でございましたのを中規模企業にま

専導の強化を図るということを今進めておるわけでござります。

また、この業務を扱う専門職員というもののやはり確保が大事でございまして、障害者担当の就職促進指導官というものを三百五十名程度、それから雇用指導官を四百七十名程度配置をいたしまして、きめ細かな相談・指導というものを進めしていくというような対応をいたしておるわけでござります。

また、今後はやはり重度障害者につきまして、中、軽度の方はある程度もうここまで身障の雇用問題が理解が進んでおりますので、むしろこれから問題は重度の障害者の就職の促進を図つていくということがどうしても行政として特に力を入れていかなきやならぬ状態になつておる、こう考えておるわけでございまして、そのためいろいろな重度の障害者の方の助成金を活用する、あるいはまた、その制度を支給期間を延長するというような形で弹力的にこの重度の方について適用していくと、さらにはまた重度の障害者につきましては第三セクター方式によりますそういう重度障害者雇用を目的とした企業の開発を進めていく、こういうような形で今後の身障者の雇用促進に努めていきたい、こんな考え方でござります。

○中西珠子君　どうぞよろしくお願ひいたします。

ちよつとその点に関連いたしまして、身障者の雇用指導官、それから殊に重度障害者の就職促進指導官といふふうなものをふやすというお話をございましたけれども、どのようにこの人達を養成をなすつてはいるか、その養成体制についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(加藤孝君)　こういうものは、実際に身障者を扱いながらの研修という形でやはり養成していくことが必要でございますので、現在所沢の職業リハビリセンター、ここで身障者のリハをやっておりますので、そういうところで実際の実

務をいろいろ研修していただくというような形で養成を進めておるというのが主体でございます。また、労働研修所におきましても、この身障の雇用促進関係の専門家の研修というものは特に濃密にきめ細かく課程を組んでやつておるわけでございます。

○中西珠子君

身体障害者雇用納付金制度に関するお聞きしたいと思いますが、雇用率未達成の事業主の申告に基づいて徴収されるわけでございますが、申告漏れとか滞納というふうな状況はどうなりになつておりますか。

○政府委員(加藤孝君) この納付金制度創設以来今日まで申告漏れという疑いで調査をいたしました事業主が百十七件ございます。

その内訳を申し上げますと、申告漏れで後日申告されたというのが四十一件で五千二百万という数字でございます。そのほか事業団で現在調査中のものが二十一件、あるいはまた申告が全くないというものが三十二件というような内容になつております。

○中西珠子君 滞納についていかがでございますか。

○政府委員(加藤孝君) 所定期日までに納付をしない場合には督促状を発すると、こういうことでやつておりますし、この指定期限までに納付をしない事業主に対しては、「滞納処分をすることができる」と、こうなつておりますして、今日まで事業団が督促状を発しました件数は百二十一件の一億二千万ということがあります。そのうち指定期限までに完納されなかつた件数が三十三件の四千五百八十万というような数字になつております。完納されない事業主に対しましては、事業団職員が直接事業所に出向きましたとして納付の指導を行つているということでございまして、これまで滯納処分といふところまでいきました事例はございません。

○中西珠子君 身体障害者雇用納付金制度の助成金、報奨金、それから調整金などの不正需給の件数がございますか。

○政府委員(加藤孝君) 僞りその他の不正行為によりまして助成金を受けました場合には、助成金の全額または一部を返還させるということでやつておりますで、これまでに不正が発見され、助成金の返還を命じました事例が十四件、不正受給金額が三千九百万、こういうふうな額になつております。そして、その内容を見てみると就労実績のない障害者の出勤簿とか賃金台帳を偽造しておつた、あるいはまた、新品の設備機械購入の事業計画に對しまして中古品を購入いたしまして領収書を偽造した例、こういうようなことがございます。

こういう助成金の返還を命じました十四件につきましては、全額回収を済ませましたのが六件、それから一部回収済みで現在分括返還中のものが一件、それからなお返還を督促しておりますものが七件、こんなような状況にございます。

○中西珠子君 身体障害者雇用促進協会に納付金関係業務を全面的に移管されますが、こういった不正受給などがあるといふことはございませんですか。

○政府委員(加藤孝君) こういう今申し上げましたような不正がございましたのは本当に私どもも残念なことでございますが、これにつきましては、助成金が本当にこの趣旨に沿つて利用されるようになつた後、フォローアップというものを強化する必要がある、こう考えておるわけでございまして、今後は助成金の支給に際しましては現場確認の励行とか経営面の点検の強化、あるいは建築関係の専門家によります技術審査の強化というようなことをさらに進めていかなければならぬ、こんなふうに考えておるわけでございます。

また、助成金の支給後におきまして、支給された助成金の使用状況、それから助成金により取得した設備の利用状況、そういうふうな面につきましても、安定機関と協会、それから地方協会、こういったものと十分連携をとりまして、事業所訪問による事業主に対するフォローアップというものも強化していかなければならぬといふふうに考えておるわけでございまして、こういう納

付金関係業務の移管後におきましても、今申し上げましたような審査の厳正化、事後のフォローアップの強化というようなことによりまして助成金の適正な運用に努めさせていただきたいと考えております。ところでございまして、移管いたしまして特にそういう面で体制が弱くなるというようなことはないという面で体制が弱くなるというようなことはないと考えております。

○中西珠子君 賃金が非常に安かつたり、また、労働条件が劣悪な企業で身体障害者を雇つて、そして——それはもちろん小さな企業なんですけれども、報奨金をもらつたり、また、助成金をもらつているという訴えがときどき耳に入るわけでございまして、助成金決定の審査の段階で厳しいますけれども、助成金をもらつたまま、局長がおつしゃつたように、支給状況、支給後のフォローアップ、利用状況のフォローアップというのももくしていただきたいし、ただいま局長がおつしゃつたように、支給状況、支給後のフォローアップ、利用状況のフォローアップといふものも大いに強化していただきたいと思ひます。いかがでございますか。

○政府委員(加藤孝君) 遺憾ながら、十分身障者の雇用について真剣な取り組みがないままにこういう助成金を受けるというような形での問題が、いろいろ出ておるわけでございます。そういう意味で、御指摘のようにそういう体制をしっかりと運営においてもしていくということを十分配慮してやつていただきたいと思っております。

○中西珠子君 それに関連いたしまして殊に御要望いたしたいのは、職業安定行政と労働基準行政

が緊密な連携をお持ちになりましてやつていただきたいということございます。せつかくいい仕事をなつてているんですから、ますますもつて効果のあるものにしていただきたいということです。また、不正受給をなくしたり、劣悪な労働条件や本当に名目だけの賃金だけで身障者を雇つているというところもあるらしくございますので、どうぞフォローアップなども厳しく、審査状況も厳しくしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、納付金の收支状況を見ますと毎年の

年の実績を見まして、それを昭和五十七、八年、五十八年は見込みかもしれませんけれども、五十七年ぐらいの実績と比べますと、二倍以上、二・五倍近く上がっているという状況がございますけれども、この業務費がどんどん上がっているという理由はどういうところにあるのでございましょうか。

○政府委員(加藤孝君) 御指摘のように、業務費が増加をしてきておるわけでございますが、この点につきましては各県の身障者雇用促進協会というものの体制整備を進めておりまして、こういう職員が一人というようなところをなるべくひとつなくして、ふやして、しつかり体制を固めていく、こういうふうなことを計画的に進めてきたことによります業務委託費の増加、あるいはそれに関連する給与改善に伴う人件費の増加、こういうものが主な原因でございまして、もちろんこういう業務費が旅費とか庶費とかいうような面で増加していかないよう、そういうふうな点については極力節減に努力をしてまいりたいと考えております。

○中西珠子君 今度の法改正によりまして、身体障害者雇用促進協会に全面的に納付金関係業務が移管されるということになりますと、業務費の割合は減つてきますでしようか。減らす自信がおありですか。

○政府委員(加藤孝君) 今申し上げましたように、この協会の体制整備ということで特に各地方の、各県にございます協会の体制整備と、こういふ面では今後もなお今までと同じように整備を進めていくという面での増加はございますが、移管された後におきましては先ほど申し上げましたように、雇用促進事業団と協会とがある程度両方でやつておりましたような関係がこの協会に一元化される、こういうような重複の業務が避けられるというような面での合理化が図られる、あるいはまた、スピードアップもされるというようなことと、それに関連いたしまして業務費的なものもある程度それに伴つて縮減していくことが可能で



はまた特に文書、普通の文書をさつと読むわけにいきませんので、同僚の職員が文書の朗読をしてあげる、こういうような配慮等々をしていけば、ある程度仕事を遂行していくことは可能だと、こういう感じでございます。

これまでの経験を通して、この彼の仕事との関係で申し上げますと、やはり漢字とかのまじった和文の読み取り、こういったものが、さつき申し上げました視覚障害者用の光学文字読み取り機、オプタコンではどうしても難しいという問題がございまして、やはり朗読サービスをしてあげないと難しい。このため、やはり仕事をこなすのに他の職員に比べましてかなり時間を要する、この辺やむを得ない点でございますが、そういう点が一つございます。それからまた、一般的資料をすぐさっと読むわけにまいりませんので、こういう職務に関連いたしますいろんな情報というもの入手、キャッチというものが、それはやむを得ない点でございますが、どうしてもおくれがちになるという面が一つございます。

そういうような事情もございまして、どうしても仕事の範囲といふのは、やはり専門的にある程度限定した形でお願いをしないと難しいのかなと、こんなような点を感じております。

しかし、彼について言いますれば、大変な努力家でございまして、そういう彼自身がまたいろいろ自身でも新しいやり方というようなものを考へたりしておりますので、そういうような彼自身の努力、そしてまた、周りの者のいろんな協力というような形を通じまして、問題解決へ向かって徐々に進みつつあると、こんなような感じで見ておるわけでございます。

○山中都子君 それは、全盲という重度障害の方ですから、まず大きなハンディをそもそも持つていらっしゃる。今局長が幾つかの点を指摘なさいましたけれども、しかし、その上に立つてもお立派に御自分の努力、意思、そうしたもので働いていらっしゃるということは、私も深い感銘を受けるところでございます。

皆さんも御承知だと思いますが、NHKが編集いたしました「働く盲人たち」というのがございまして。この中の前書きにこういうところがあるんです。「盲人は視力を失くだけであつて、その他の点では、一般人と何ら変るところも、劣るところもないのです。唯一の欠陥である視力さえ、何らかの形で補われるならば、全く遜色なく働くことができます。」といふくだりがあります。私は、これは今お話をありました吉泉さんのケースでも証明をされているように、視力障害者だけではない、障害者雇用対策を考える上での原点だとうように思いますが、こうした見方、つまり障害者の方たちの持つている力、これに対する信頼、ここのことろを基本に据えて障害者雇用対策を進めていくという点の労働大臣のお考えをお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(坂本三十次君) 今労働省の全盲職員が非常に健闘しておるという話がありました。まさにうれしいことです。それからこの間も、あなたのおっしゃったように、新聞に、これは全盲の弁護士さん、よくぞ通つたと思って私もよく見ました、私の選挙区の出身の人で、早速激励電報を打つておめでとうと言つておきました。

そういうふうに自分の全盲という、我々から考へたら大変なハンディキップを超えて、そして一生懸命に自立自活しようというこの精神というものは、もう本当に目醒まない立派な精神だと思ひますよ。だから、そういう方々をひとつ、初めは手数がかかるのは当たり前のことなのであって、そういう手数をかける社会が立派な社会なんとして、そういう人々に希望を与えるように、周囲がまたできるだけのことをして、そしてそういう努力を持って生きられるように、私どもも雇用政策を推進していきたいと、こう思つております。

○山中都子君 それは、まあ選挙区であるかどうかは別として、大臣が早速にそのように激励をされたといふことは大変結構なことだと私も存じます。今までの司法試験という窓口が開かれていたからこそこの竹下さんの努力も能够して、またその可能性も花開いたということができるのです。それで合格されました。この点では、一般人と何ら変るところも、劣るところもないのです。唯一の欠陥である視力さえ、何らかの形で補われるならば、全く遜色なく働くことができるのです。私は、これは今お話をありました吉泉さんのケースでも証明をされているように、視力障害者だけではない、障害者雇用対策を考える上での原点だとうように思いますが、こうした見方、つまり障害者の方たちの持つている力、これに対する信頼、ここのことろを基本に据えて障害者雇用対策を進めていくという点の労働大臣のお考えをお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(坂本三十次君) そういう意欲を持つておられる方々のけなげな態度に対しでは、まず最初にそのチャンスを与えるということはおつしやるとおり一番大切なことだらうと思つております。そういう趣旨を生かして私ども考えたいと思います。

○山中都子君 それで、この可能性を試す、挑戦する。あるいは、もちろんそれで成功しない場合だつてあります。特に障害者の方には健常者と比べてハンディがあるわけですから、困難な道ではある。だけれども、今問題にしております視覚障害者の場合に、希望を持てるように国家公務員の採用試験に点字試験を導入すべきではないかといふことがあります。ただ、この問題は、職域拡大という観点からいたしますと、点字の受験と申します前に、やはり職域をいかに拡大するかということが一番の基本的問題ではなかろうかと思います。

○山中都子君 私どもは從来から、国家公務員の採用の方法につきましては、御承知のとおり一般競争試験のほかに選考採用という方法があるわけですが、さて、選考採用につきましては、先ほどお話をございました労働省の職員につきましては、選考という形で弾力的に対応してきたわけですが、今後も選考採用につきましてはできる限り弾力的に対応してまいりたいというぐあいに考えております。ただ、この点につきましては、御承知のように、現在の国家公務員試験は資格試験でございません。採用につながる試験でございまして、やはり採用に見合う職域というものがいりますが、点字の受験という問題につきましては、御承認のとおり一般競争試験のほかに選考採用という方法があるわけですが、さて、選考採用につきましては、先ほどお話をございました労働省の職員につきましては、選考という形で弾力的に対応してきたわけですが、今後も選考採用につきましてはできる限り弾力的に対応してまいりたいというぐあいに考えております。



ねて大臣からのお約束をいただきたいと思います。

○国務大臣(坂本三十次君) 今人事院からも、それから局長からもお話を申し上げたのは、いろいろな面で努力をしておるのだけれども、いろいろな問題点をもつと詰めたいという趣旨だろう、前向きのつもりでやつておるということだらうと思いません。しかし、山中さんの言うように、全部おせん立てができてしまつてからならそれはやりやすいでしようけれども、そればかりやつておつても遅くなつちやいかな、だからやれるところからやつたらどうかということで、労働省のやつたような選考採用みたいなものを各省みんなお始めになるということも、これまたいいことだらうと思います。人事院とすれば、各省全般一律にわたつて一齊にということになるいろいろな心配も多いでしょうけれども、学校の先生に全盲といつてもなかなかこれ難しいかもしませんが、またそれは、労働省で今やつておるようないろいろな事務的な机に向かつてやられるような仕事などはこれまた各省お考えになつてもできるところもあるうかと思いますね。

そういうようなことで、この選考採用などを含めて、そしてまた一般的な採用についても一段と研究してもらつよう、私からもお願いをしておきます。

○山中郁子君 選考採用を膨らませていくというふうなことについてはもちろん結構で、進めていただきたい。私が最初から一つの焦点として申し上げているのは、公務員試験についての点字試験の道を開いてほしい、これは人事院から先ほどいろいろ具体的なお話があつて、なかなかさくには難しいということだったのでも、私はあえて労働省に、人事院にそういうことについてのお申し入れをしていただきたい、それは関係者の皆さんもういうことを労働省にも人事院にも申し入れていらっしやるわけですから、そこはそことしてはつきりお約束をいただきたいということなんです。先ほど局長の御答弁の中にはそのことがござい

ましたけれども、そのほかいろいろわあつとことういうふうに、また今の大臣の御答弁みたいに広がつちやうと、焦点がまたあいまいになつてしまつますので、もう一度だけそのことについて局長

から、さつき御回答の中にもありましたけれども、労働省としては、点字試験に道を開く、点字試験を行うということについて、労働省として人事院に——ほかのこともいろいろおつしやるといふことはもうわかりましたから、そのことはわからずしましたから、その点はもう一度御確認をいただきたいと思います。労働省の姿勢として。

○政府委員(加藤孝君) 先ほどから申し上げておりますように、こういう重度障害者の方につきましては、ただ雇つてください、あるいはまた雇う、それだけはいかぬわけでございまして、まさにそういう意味ではいろいろ職域の開拓というものを図りながら、人事院におきましてもこういう試験を始めていただくことについてぜひ検討を進め

条件の問題がござります。それで一つは、もちろん労働省が、障害者だから賃金が安くとも構わないというふうにはお考えになつていらっしゃらないとは、それは思いますが、しかしながら、実際問題として、最賃法第八条第一号「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」は最低賃金は適用しなくてよい、適用除外されているという、そういうことで、「低い者」ということで適用除外がされているという現実があります。これは、ここで言う「労働能力の低い者」というのは、だれが低いというふうに判断するのでしょうか、現実に。ということが一つです。

○説明員(高橋伸治君) 心身障害者の最低賃金の適用除外の許可を行つて当たりましては、都道府県労働基準局長が実地調査などを行つまして、その障害の程度と作業の実態を把握いたしますとともに、同僚の労働者あるいは必要に応じて養護

学校などの関係施設の関係者、あるいは医師等の意見を聴取した上で判断をするということになつております。

○山中郁子君 そのいろんなケースは、今おつしやつたような手続でもつて正確な判断ができるものではないということは一般的に言えると思うんですね。また現に労働省自身も、障害者の能力や適職、能力開発あるいは適職開発という課題について言つておらば、まだまだこれからだといふふうにおつしやつておるし、位置づけているわけですね。だから労働能力が低いというふうにそう簡単に、安易に判定できないと思ひます。

それと同時に、最低賃金といいますと、五十八年の地域別最低賃金の全国平均で日額三千二百五十六円だと思います、私どもの調査では。そして、これをもし一ヵ月二十四日働くとしますと七万八千百四十四円になるんですね。それから、二十一日働くとしますと六万八千三百七十六円です。

ですから、フルに働いても——最低賃金ですよ、これだけの収入しか得られない。この最低賃金からまたさらになつて除外するということでしょう、適用除外するということだから、これよりもっと安いということになるわけですね。そうすると、障害者の完全参加と平等、国際障害者年の理念でありますし、多く国会でも議論をされたことでありますし、また、実際に障害者の方たちも、自立し、そしてまた結婚もし、一人前の人の間として働いていきたい、生きていきたいという、そういう積極的な社会参加、そういう権利もここで、まずこの賃金のところで閉ざされるという問題があるわけで、この所得水準の引き上げということが障害者の自立、完全参加と平等というその理念に近づく上でもどうしても外せない問題だといふうに思います。

これは、身体障害者雇用促進協会で出していらっしゃる「働く広場」という雑誌ですね、この中いろいろ私どもも啓発される記事が出てゐるんですけど、これは精神薄弱者の場合でなければ、一つは、九時まで残業をやれば寝るのが

十一時、十二時になる。起きるのが六時ごろだから、それが一日や二日でなくて毎日のことだから、それだけで体がきついといふうに訴えておられます。

○山中郁子君 それは障害者であると云ふことは当然でございましょう。しかし、いろいろ今までの社会的通念とか、職場の中でそういう理解のないようなところもそれはあつたと思います。そういうふうなところはひとつ私どもできるだけ是正をしていかなければならぬと思つております。

そういう具体的な事例はいろいろございましょうけれども、これなども、労働省は全国に組織もありますからその辺をよく調べて、そしてやつぱり能力に応じて賃金をという原則確立のために、具体的に細かい点もいろいろ調査してみまして、そしてその原則に持つていくことが大事だと思つています。

○山中郁子君 最低、先ほど申し上げました最低賃金制からの適用除外ですね、この問題について再検討していただきたい。また、再検討するといふことについては十分国民的な合意が得られる問題だと私は考えます。それは国際障害者年の経て世界的な流れとしても、また、日本の國の中ににおける問題にしても、私はそういう時期に来ているのではないかと思いますが、関係審議会に問題

提起されて相談されるなど、この適用除外を廃止していく、このことを前向きで検討される用意はお持ちにならないでしょうか。ぜひともその積極的な御答弁をいただきたいところでござりますが。

○説明員(高橋伸治君) 最低賃金は、心身障害者を含むすべての労働者に適用されることが原則でございまして、労働能力が著しく低い心身障害者につきましては、その雇用の機会を確保するという観点から適用除外制度が設けられているところでございます。

○山中郁子君 私が申し上げましたのは、そういう御答弁をいただきたかったわけじやなくて、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」ということで適用除外の項目になつてゐるわけですね。ですから、精神並びに身体の障害といふことを理由にした適用除外ということは、今後これをなくしていくといふ方向で前向きに検討をしていただく時期がそろそろ来ているんじやないか。そういうことならば、障害者の皆さんとの期待は当然のことではありますけれども、国民の合意も得られるに違ひない。それでまた、ここでいろいろ紹介されている中で指導員の方たちなんかも言つていらつしやいますけれども、障害があると云ふことで働くいている方でもケース・バイ・ケースでいろいろあるけれども、むしろ健常者よりもまじめに一生懸命働いている例というのを決して少なくないということが指導員の方たちやなんか

○説明員(高橋伸治君) 最低賃金は、心身障害者を含むすべての労働者に適用されることが原則でございまして、労働能力が著しく低い心身障害者につきましては、その雇用の機会を確保するという観点から適用除外制度が設けられているところでございます。

したがいまして、この許可は単に心身障害者であるという理由で行うのではなくて、その障害が業務の遂行に直接支障を与えることが明白である場合に限って行われるものでございまして、この制度の運用につきましては、中央最低賃金審議会にお諮りして決められました許可基準に基づきまして、心身障害者の保護に欠けることがない上う、慎重な運営を期しているところでございまして、今後ともこの制度の趣旨に十分分配慮して運用に当たつてまいりたいというふうに考えておりま

のお話で紹介もされているわけです。  
ですから、私の趣旨は、この障害者を適用除外にするという項目をなくしていく方向で積極的に検討していただけないものだろうか、そういう時期に来ているのではないかという提起をさせてい

ただいておりますので、そういう観点で大臣のお考  
えが伺えれば幸いございます。——大臣に。  
**○説明員(高橋伸治君)** 五十八年について申し上  
げますと、例えば申請三千四十六に対しまして百  
五十五人の不許可をした、この三千四十六とい  
ますのも正式に申請が上がってきた数字でござ  
まして、その前の段階で、監督署で粗選等を行  
な

で、これでは許可にならないということで申請をなされなかつた例もかなりござります。こういうよろしくな慎重な運用をやっていくところがございまして、適用除外制度をもし廃止するというようなことになりますと、心身障害者の雇用の場を狭めることにもなるうかと思ひますので、現在の制度についての慎重適切な運用を図つてしまひたい、このように考えております。

○山中郁子君 時間がそろそろありませんので、もう一点最後にお尋ねをしますので、それに対する

る御答弁と、あわせて、ただいまの問題について大臣の御答弁と一緒にいただきたいと存じます。もう一つの問題と申しますのは、労働条件の一つ目の問題として、雇用形態の問題です。けさおどろから議論になつております雇用率なんですが、れども、労働省の調査によりましても、産業別に見ますと民間企業の雇用状況で卸売・小売業が一番悪いのですが、次に悪いのが金融・保険、不動産業ということになつてているんですね。それで、雇用率は一・〇二%で雇用率からいえば二番目に悪いのですが、未達成企業の割合からいいますと、六九%ということことで、これは一番悪いんです、金融機関、銀行やなんかですね。金融業界の場合で、特に今、未達成企業の割合が高いというふうとを申しましたけれども、雇用率自体も悪いです。身体障害者雇用促進協会の副会長は小山五郎さんという方で、三井銀行の相談役の方が一人当

たっていらっしゃるわけですね私は、そういう点からいきましても、金融業等で特に雇用を促進するよう<sup>1</sup>に労働省としても指導を強化していただきたいということが一つでございますけれども、特に気がつくことは、単に雇用率が悪いというこ

それからまた、重度障害者の雇用機会を何とか確保していくという観点からいたしますと、先ほどの賞金福祉部長が申しておりますように、この最賃の適用除外制というものを厳格にその目的に沿って運用していく形の中で、やはりこの

制度というものは残しておかないと問題があるので、そうではないだろうか。やはり一般の方に比べまして、特に入職当時においては一般の方と相当に能⼒も違うというような面もござりますので、そういう方を何とか雇用の場につけていくということを最小限確保するためには、そういう最賃制度を厳格な適用をする中でやはりそういう制度は必要でございますね。はないだろうか、こんなふうに考えておるわけでございます。

○山中郁子君 それでは、最賃制の問題はまた別な、しかるべき機会に議論をしたいと思います。

銀行のその実態についてはなぜひ御調査をいただきたいということで、よろしくうございますね。終わります。

○藤井恒男君 この諸外国の障害者対策という資料をいただいて、見てみたんですけど、西ドイツ、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、アメリカ、こういった欧米先進国では、対象となる障害者の範囲に、身体障害だけでなく精神障害も加えられておるわけです。

それで、我が国の場合いさか異なるわけでございますが、この点について、どういったことによるものか。あるいは押しなべて欧米では精神障害者も加えておるわけですが、将来の展望として、我が国においてもこういった方向をたどる方がいいのかどうか。あるいは我が国の場合にはそれがいいが悪いのか。こういった点について御説明いただきたいと思うんです。

○政府委員(加藤孝君) 今御指摘がございましたように、確かに西ドイツの場合も「身心障害者」ということ、あるいはイギリスの場合も「身体的精神的損傷のある者で」と、こういう言い方等、こういう精神的障害のある方を雇用対象にしておるというのは比較的一般的でございます。

日本の場合について申し上げますと、実際に安定期に求職申し込みをされる方につきましては、この精神障害者につきましても身体障害者と同様に職業相談とか紹介、そういうものはしておりますし、また、心身障害者職業センターというところいろいろ相談とか能力判定とか適職判定とか、そういうものもいたしておりますが、そういうところでもまた対象にしておるわけでございました。

ただ、問題は、この身体障害者雇用促進法の対象に含めるかどうか、こういう問題につきましては、身体障害者雇用審議会の意見書におきまして、一つは、どの程度の医学的管理が必要であるかについて、必ずしもまだ明確でないということと、あるいはまた、社会生活の指導面におきまして特別の配慮が必要とされるということ、それから三番目といたしまして、プライバシーの問題があることと、こういうような問題が指摘をされておるわけでございまして、やはりこういったようなお問い合わせでございまして、おおむねこの問題についてのいろんな配慮、対応の仕方等を総合的に考えながらやはり検討していくべきやならぬ、こういうことでおるわけでございます。

それで、外国の場合も、例えばイギリスの場合もこいう精神障害者を入れておりますが、最近におきましては、やはりこのプライバシーの問題において大変大きな問題になりました、やはり身体障害者雇用促進法そのものをプライバシーを傷つけるという観点でもう廃止すべきだというところまで厳しくいきました、政府もそういうところまでいきかたんだですが、今度は障害者の団体の方から、それはまだぐあいが悪いといふうな形で、大変プライバシー問題をめぐりまして、人権という関係でもめておるような面もございまして、精神障害者の問題につきましては、まだいろいろ揉れておるような面もないわけではございません。

日本の場合も、率直に申しまして、やはり精神障害者の調査の問題でもなかなか調査を受けるとか受けないとかいうことが、人権絡みでやはり

いろいろ問題になつておりますと、こういう雇用率定所に求職申し込みをされる方につきましては、この精神障害者につきましても身体障害者と同様に職業相談とか紹介、そういうものはしておりますし、また、心身障害者職業センターというところいろいろ相談とか能力判定とか適職判定とか、こういうのもいたしておりますが、そういうところでもまた対象にしておるわけでございました。

○藤井恒男君 今のこのプライバシーとの関係もあるわけだけど、厚生省、この精神薄弱者の員数ですね、これは宇都宮病院の問題などでもいろいろ今まで論議されてきたわけだけど、現在把握しているのはどういつた状況になつていますか。

○政府委員(吉原健二君) 精神薄弱児・者の数でございますけれども、少し時点が古くなるわけでございますけれども、昭和四十六年の全国実態調査の数字しか現在の時点では把握しておりませんで、その四十六年の調査によりますと、総数で八歳以上が十七万人ということになつております子供、大人合わせまして三十五万六千三百人。これを年齢別に、十八歳未満と十八歳以上で分けて申し上げますと、十八歳未満が十四万一千人、十八歳以上が四万三千人という状況でございます。

○藤井恒男君 この四十六年のときの調査ですね、三十五万六千何がしという数字、しかもそれには十八歳未満、十八歳以上、あるいは在宅、施設というふうに細かく分類してデータが出ているわけだけど、このとき、今お話しのあったようなプライバシーの問題とか、そういうふたよなことがやはり社会的にいろいろ問題になつたんでしようか。

○政府委員(吉原健二君) 精神薄弱児・者の実態調査に当たりましては、今御指摘のプライバシーの問題がいつも大きな問題になるわけでございますが、四十六年それからその前の四十一年の調査

ことで計画をして、都道府県にも協力をお願いしましたわけでございますけれども、昭和五十年のときの実態調査につきましては、まあいろいろ問題がございましたけれども、やはり何といいましてもプライバシーの問題等が一つ大きな問題になりまして、地方公共団体なりあるいは一部の関係者にして、強い反対が出てまいりましたので、実は調査として意味のあるまとめができないというような状況があるわけでございます。

○藤井恒男君 これは実態面の調査が行われて三年経過しておるわけだし、障害者年というものが経験したし、また、今こうやって法律も改正されようとしている。私は、この昨今の状況を見るに、障害者年を契機にして国民の身障者に対する物の見方というのが随分変わってきたんじゃないかというふうに思つておるわけです。したがつて、プライバシーといふ問題が常にあるわけではございますが、既に調査した時点から十三年経過しているわけなんだから、その十三年前の資料しないわけなんですね、実際。それでもってああやれこうやれといって一生懸命やつておるわけなんだから、調べようと思つたらプライバシーだと。これはちょっと私はおかしい。だから、時代も変わつてきているわけだから、これはやっぱりマスクとか国民の一部におもねるのじゃなく、私はびしやつとやつたらいいと思う。それはよかれとしてやることなんであつて、余りこれは遠慮してはまさに的を射ていないというふうに私は思ふ。

そういうふたよなものをもとに現在まで精神薄弱対策、主として福祉対策を中心に私ども進めているわけでございますけれども、今御指摘のございましたように、私どももやはり全国実態調査というものが、六年までの全国実態調査とは必ずしも内容的に同じものではございませんが、現に精神薄弱者でいらっしゃる方のいろんなニードというものを調べておるわけでございます。

○政府委員(吉原健二君) まず、厚生省としての精神薄弱者の雇用促進という観点から、特にこの精神薄弱者の雇用促進という問題をしづしづ提起をされており、私どもも検討を進めいくことにしておるわけですが、率直に申し述べ、やはり雇用率といふのは数字でござります。そういう数字を議論する場合に、精神薄弱の方で就業を希望する方がどのくらいおられるのか、あるいはまた、現在どのぐらいおられてそのうちのどのぐらいが就業を希望しておられるのかというようなものをちゃんとつかみませんと、なかなか

ターネ資料をもとにしてやつていくといふことが大変大切だと思いますし、そういう観点から、私もとしても精神薄弱者の対策をこれから進めるに当たりまして、数の問題を初めてとして一体どんぞ生活をしておられるか、収入、所得の状況、あるいは場合によつては就労、就業の状況、そういうものも把握した上でやるべきである、やりたいという気持ちを持つておるわけでございます。

ただ、五十年の調査のときに、先ほど申し上げましたように、大変強い反対がございまして、御理解、御協力が得られなかつたというようなことがあつたものですから、その後、同じような形での実態調査はやつていないのでありますけれども、実は昭和五十六年でございますが、実態調査にかわるものといたしまして、心身障害児・者のニード調査というものをやつておりますと、四十六年までの全国実態調査とは必ずしも内容的に同じものではございませんが、現に精神薄弱者でいらっしゃる方のいろんなニードというものを調べておるわけでございます。

ただ、五十年の調査のときに、先ほど申し上げましたように、大変強い反対がございまして、御理解、御協力が得られなかつたというようなことがあつたものですから、その後、同じような形での実態調査はやつていないのでありますけれども、私は昭和五十六年でございますが、実態調査にかわるものといたしまして、心身障害児・者のニード調査というものをやつておりますと、四十六年までの全国実態調査とは必ずしも内容的に同じものではございませんが、現に精神薄弱者でいらっしゃる方のいろんなニードというものを調べておるわけでございます。

○政府委員(吉原健二君) まず、厚生省としての考え方を申し上げますと、今御指摘のございましたように、やはり行政というものを進めるに当たつては、常にできるだけ新しい時点でのデー

そういう率特というような問題になりにくい。それからまた、そういう方を雇用するということで仮に義務づけをしていきます場合に、この方が精神障害の方であるという、やはり何といいますか、療養手帳とか、そういう何かないと、その辺がはつきりしないというような技術的な問題等も絡んでまいりますので、やはり私どももこの実態についてできるだけ知りたい、こう思つておるわけですが、いまして、その点については実は精神障害の皆さんは私どもしばしば話し合いをいたしております。いたしておりますが、やはりまだそういうものをきれいにやるというわけにはまだいかないうような状況にあるわけでございます。

しかし、私ども、はつきり精神障害者であつて、ぜひ就職をしたいという形でおいでになります方につきましては、現在、安定所におきましてはつきり七万八百人ぐらいの方を登録いたしております。そしてまた、そのうちの求職者として四千四百名の方が現におられます。また、はつきり精神障害者ということで就業中の方が六万三千ほどおいでになるわけでございまして、そういう意味におきましては、その限度においては私ども把握をしておる。また、そういう求職登録されたり就業しておられる方を通じまして精神障者の雇用問題についてはいろいろ検討はさせていただいておる、こういうことでございます。

は微妙なところだと私は思う。だから、そういう意味からすれば、今のお話によれば、イギリスあたりではプライバシーの問題で現在の雇用法というものに対していろいろな問題が起きているとは言われるわけだけど、私はやはり身障者に限定せずに、精薄の方たちも含めたいわゆる心身障害者の雇用促進法というようなものを合併した形で制定するという方がいいんじゃないかという気がするんです。

それをやるためにも、あなたは身障者団体あるいは精薄の方たちの団体の中からいろんな意見があるんだというふうにおつしやつたけど、しかし、これはやはり行政当局として粘り強く話し合いを続けて実態を把握しなければ、義務づけるだけとかなんとか言つたって、これは基礎のない話を聞いておるわけでしよう。おかしな話なんだよね。数字があるのかと言つたら、いや、ないです。何をもつてやっているんだと言つたら、十三年前の数字です。これではいさかか權威がない。だから、私はこの辺はもうちょっと真剣に団体とも話しあって、この実態を把握して、それに基づいて対策を立てていくということをすべきだと思うわけなんだけど、いかがなものでしようか。

に登 うそいく事違こはいあ 題て一いすい体と点十査〇す数しなど録 い〇り体すろ

藤井恒男君 ゼひそれはひとつよろしくお願いいたしたいと思います。  
それから、職業紹介の問題だけど、障害者の登録は私の知る範囲ではふえてるわけなんだけれど、一方、障害者の求職登録者数は一割にも満たない。この辺のことについてどういうふうに判断しておられるのか。また、一番近い年次における字もちょっとお知らせいただきたいと思うんです。  
**政府委員(加藤孝君)** 昭和五十五年の厚生省調査によりますと、十八歳以上の身体障害者が百九十七万人ということになつております。その時におきます安定所への求職登録者は十九万一千人、こういうことでございまして、身体障害者全九・七%しか求職登録をされていない、こういう状況にございます。ただ、五十八年になりますと、安定所に登録しておられる方が二十三万とうことで、一応身障者全体に占める割合も一・八%と、こんなよなところまで上がつてしまりますが、やはりその率はまだ低いというふうがございます。  
この辺の原因でございますが、一つには、病気あるいは寝たきりのような重度の障害の方、あるいは高齢のために就職が不可能な方といふ方がやけに相当にたくさんおいでになるということが、の求職者と障害者の率がこんなに数字が食いつておる一つでございます。それからまた、家に従事する方、それからまた、安定所を通じなつて就職したり、それから例えれば全盲の方でござりますと、いわゆるあんま、はり、きゅうなど、いう自営という形ですとおられるというような方等がございます。  
そんなようなことがこの身体障害者の数と求職登録者数との乖離が一割ぐらいというような状態なつておる原因でございます。  
いろいろ進めていかなければならぬ状態もござつて、そういう検討を進める中で、また精薄団との話し合いもよく進めていきたいと思っております。

○藤田恒男君 おおっしゃる点もわかるわけだけど、とりわけ内部障害と視覚障害というのは著しく低いわけでしょう。やっぱりこれはいろいろ就職の難しさというのもあろうかとは思うんだけど、この辺のところをどのように工夫しておられるか。これは今おっしゃった五十八年で一一・八%、五十五年で九・七%と言われたけど、五十五年の例で見ると、内部障害は二・一%、視覚障害は四・七%でしょう。だから、もう率にすれば極めて低いことになるわけなんで、この辺はどういうことになつていいのか。また、どういう対策を講じていいのか。どうでしよう。

○政府委員(加藤孝君) 御指摘のように、確かに視覚障害者あるいは内部障害者につきましては求職登録の割合が非常に低いわけでござります。視覚障害者につきましては、一つには、就職の困難な重度の障害の方の割合が高いということが基本に一つございまして、それに加えまして、これらの方が伝統的な仕事でございますあんま、マッサージ、はり、きゅうというようなものに従事される、いわゆる自営的な形の方が多いというようなことで、視覚障害者の就業しておられる方の四割が実はこういう伝統的な仕事であるというような事情等もございまして、一般雇用の形での就職希望者が非常に少ないということが一つございま

ういうふうに見ておるわけでございます。

こういう方々につきまして、特に視覚障害者の方につきましては、福祉事務所あるいは身体障害者更生援護施設あるいは養護学校、こういう関係機関と、今、心身障害者社会復帰連絡会議というものを持っております。そういうようなところを通じましてこの就職希望の視覚障害者の把握、こういうものに努めまして、求職登録の促進に努めておるわけでございます。また、こういう求職登録を行つた方々につきまして、今私どもがこういう重度の障害者、特に視覚障害者も大変重度の障害者ということでございまして、こういう方につきましての対策を、まさに最も重点的な対象といふことで、今鋭意そのためのいろんなノーハウも開拓しながら進めていくということでやつておるわけでございます。例えば、去年から始めておられます第三セクター方式による重度障害者の雇用の促進のための事業所づくりというようなものもその対策の一つでございます。

○藤井恒男君 登録件数の面で見ると今言つたようなことだけ、現実に労働省から出している公共職業安定所における職業紹介状況という一覧表を見ても、新規求職申し込み件数というものは逐年ふえています、ずっと。現実に就職件数というものは、パーセンテージで見るとどんどんこれは減つているわけだ。だから、五十三年が五〇・四%、五十四年が五四・五%，これは少し上がつてきたんだけど、五十六年になると五一%、五十七年は四五%と、半数を割つてきておるわけですね。これは、一生懸命努力しておられる、私らもテレビで重度の方たちの職場紹介というようなものなども見たこともあるし、一生懸命頑張つておられるんだなと思う割に、統計的に見ると非常にはかばかしくないという状況で、これも難しいことなのかなというふうに思うんだけど、御努力のほどはよくよくわかるわけだけど、もう一つ何か手を打てないものか。

一つの方法として、これは私現に見てきたんだけど、会社の名前を言うのはいかがかと思つて遠

慮しますが、東京からそんなに遠くないところのアパレルのメーカーで、ほとんどの方が身障者。だから、ミシンも全部特殊につくりかえて、それから検反場所だと搬送とか、裁断も全部つくりかえて身障者がやつていらっしゃる。非常に私が心して見てきたんだけど、これは今に始まつたことじゃないんですよ。もう何年も前からなんだ。

だから、こういつたすばらしいところもあるわけなんで、ああいつたところをもつと顕彰する、そして世に広めるというようなことをやつておられるのか。また、どういうふうに今後していくこうとされるのか。その辺のことちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○政府委員(加藤孝君) 御指摘のように、最近、身障者の就職の実数がなかなか伸びないという点について、私どももこの問題については非常に重大な問題として取り組んでおるわけでございますが、その原因といいたしまして、窓口で悩みを、理由をいろいろ聞きますと、求職しておられる身体障害者の方々がやはり重度化しておるというこ

と。それから先ほど先生もおっしゃいました、重度の障害が重複してきておる、重複化といいますか、そういうような問題もある。それからまた、高齢化が進んできておる、こんなようなことが窓口でいろいろ出てきておるわけでございます。

それからまた、障害者の方の中にも、特定の職場、あるいは特定の職務だけを強く希望されて、そういうところでなければ行かないというような形での固執をされるというような傾向も一つあるようございます。それからまた、このところ景気の低迷が続いております中で、労働力の需給の関係が緩和基調にあるというようなことなどを受けてまして、なかなか新規採用の面で就職が思うようにはかばかしく進んでいない、こんなような事情にあるわけでございます。

今先生がおっしゃいましたように、実は、そういう障害者の方々、特に重度の方々を、新しい職場をレイアウトいたしまして作業を進めるという

よなことをいろいろ試みておられるというところもあるわけでございまして、そういうところに對しましては、私どもも納付金を使ってのいろんな助成等々、いろいろ援護の促進に努めておるわけでございますし、また、そういう事業所などは毎年九月にやっております全国心身障害者雇用促進月間、こういうものを通じまして、広く労働大臣表彰というような形での優良事業所表彰、あるいはまた優良心身障害者表彰、こういったものもやつてPRをする、あるいはまた、そういうようなところの具体的な例といふものを身障関係の機関の雑誌等で広く普及していくというようなことでの努力は懸命に努めておるつもりでございますし、また、まさにそういうようにこれからも進めていかなきゃならぬ、こう思つておるところでございます。

○藤井恒男君 非常にそういうた面で地味に社会のために奉仕している企業もあるわけなんだから、その辺のところはやはり広く世に顕彰すべきだというふうに私は思います。その点もひとつ努めていただきたいと思うわけです。

それから、行管庁の方お見えになつていますね。——お聞きしますが、今回の法改正、行革絡みのものなんだけど、この行革という観点から今までの改正はどういった効果が期待できるのか。例えば組織あるいは要員の削減などですね。また、臨調答申で労働省関係の改革案については、今回の法改正にかかるものだけじゃない、全体的に見て、行管庁から見て労働者の行革への取り組みというものをどういうふうに評価しておられるか、お聞きしておきたいと思います。

○説明員(新野博君) お尋ねの件につきまして、二点でございますが、お答え申し上げます。

まず、労働省の行政改革についてでございますが、ことしの一月二十五日に定めました閣議決定に基づきまして、既にその一部は昨年の第百回国会で法律等が通つたことを根拠としてできるものもござりますけれども、まず、組織問題について申し上げますと、一つは内部部局の再編がござい

ます。これにつきましては、御承知のように、高齢者社会への移行等に伴つて総合的な労働行政を開発していく必要があるということで、婦人局、職業能力開発局、大臣官房政策調査部の設置等をして課等の整理再編ということで、九つの課について再編削減等を図ることいたしております。あわせまして、出先の問題に入りますが、出先につきましては、公共企業体等労働委員会事務局に統合するという内容がございます。あわせまして、都道府県の労働基準局及び婦人少年室につきましては両者を統合いたしますとともに、別途御提案申し上げております地方事務官制度の廃止に伴います法改正に伴いまして都道府県に労働局を設置するということで出先の統合を図ることとなりますが、これまでのところはやはり広く世に顕彰すべきだというふうに私は思います。その点もひとつ努めていただきたいと思うわけです。

また、それ以外にも、特殊法人につきましては、御提案申し上げておりますような、身体障害者雇用促進法の一部改正法案ということで、雇用促進事業団が行つております雇用納付金関係業務について、これを身体障害者雇用促進協会に全面的に移管するという内容の改正を行うこととしておりております。

それで、この法改正に伴います合理化につきましては、当然のことながら、事業団で納付金関係業務を所掌しております部門の機構、定員等が簡素化されるわけでございますが、それとともに事業団と協会との間で従来重複して行つておつた業務が一本化されるということによる事務運営の合理化面もあるうかと思ひます。ただ、この点につきましては、六十年四月一日施行を予定いたしておりますので、実際には来年度の予算編成過程の中で具体的な議論が行われることになろうかと

思つております。

以上でございまして、それぞれ労働省につきましても臨調答申に沿つた改革が鋭意進められていました。行政管理庁の方では考えておる次第でございます。

○藤井恒男君 どうもありがとうございました。

行管庁結構です。

そうしたら、労働省の場合だけ、今お触れになつたように、雇用促進事業団の一部業務を身障者雇用促進協会に移管するわけだから、重複した業務はもちろん、それは減つていくだろうけど、当然これ人も減らすということになつていくわけですか。労働省としてどうでしよう。

○政府委員(加藤孝君) この関係につきましては、具体的に第六次定員削減計画というものがござい特殊法人にもかぶつてきておるわけでございまして、既に四十三年度から減らしてきておりまして、既に七百七十七名の雇用促進事業団の削減をやつておるわけでございまして、昭和五十九年度には五十三名というものを削減すると、こうなつておるわけでござります。それで、この業務の関係がなくなるということに関連いたしまして、当然またそれも六十年度にはさらに減ると、こういうことになるわけでございます。

ただ、身障協会の方におきまして、その業務が移管されるわけでござりますので、そちらの方でのやはり逆にそういう業務の関係の人を増員していく、こういう問題は生ずるわけでござりますが、業務が重複をしております点が今度省かれて一元化されると、こういう中で、そういう人員の面でもさらに可能な数は削減できていると、こういうふうに見ているわけでござります。

○藤井恒男君 これまで終わりますが、最後に大臣に。

先ほどお話しがあつたことですが、一部非常にまじめに身障者の雇用に関して企業のある程度の犠牲を払つても取り組んでいるところが現にあります。また、企業によつては、かたくなに受けつけないといふ企業もこれ現にある

わけです。これは省内で一度調べてごらんになつたらおわかりだと思う。全然だめと、一切受けつ

けぬというところもこれは現にあるわけなんです。だから、そういうところの信賞必罰——言葉は適切じゃないけれども、まじめにやつておるところはやっぱり顕彰する、かたくなに、おれのところは関係ないんだというところは、これはまた世に問うてみるとどうなことがあつていいんじゃないのか。これははつたりじやありません

よ。省内で聞いてごらんなさい、これは現実にあります。ただきたいと思うんです。いかがでしよう。

○国務大臣(坂本三十次君) そんな頑固なところがあるとは余り私も聞いておりませんけれども、しかし、そういうことがあつたらいけませんから、それは、いいことは褒める、悪いことをして、悪いところは厳重に、公表制度その他いろいろな制度があるわけですから、これを利用して、そういう頑固なところにはやっぱり厳重にこれは指導をいたしていきます。

○藤井恒男君 終わります。

○下村泰君 私のころにはいつも大臣も局長も疲労こんばいのていといいう感じで、もう質問しないでやめちゃおうかなと思うこともありますけれども、そもそもいませんので、もうちょっとがまんしてください。

今藤井先生からもちょっとお話をございましたが、事実企業の中にはひどいものもあります。今は亡くなりました伴淳三郎、それからまだ死にませんが森繁久弥、こういう人たちと一緒にあゆみの箱の運動を始めまして、ちょうど四十八年のオイリショック以後でございましたけれども、あゆみの箱のチャリティーショーの東京の中央大会を行つたところへ暗いところへ押し込んでいた方のようなどろへ捨てるようなものだとつきり言わ

れました。企業の名前はわかつておりますが、この際は申し上げません。そういうよなところもあります。

それから、先ほどから承つておりますと、精薄それから身体、両方を心身障害者と申し上げた方がよろしいんでしょうけれども、こういう方たちの実数というのは實際につかみきれないんです。私もそれは十分にわかっていて厚生省のところでも質問しておるんです。

と申しますのは、私どもが日本全国へ参ります、北は北海道から南は沖縄まで、大体東京と旭川、札幌ですね、それから福岡、沖縄の那覇、こ

の大都市を大体つなぐ線でチャリティーショーを行なう場合、身体障害者の方々をお招きします。そこ

うするとほとんど出席してくださいます。ところが、同じ名古屋でやりましても、名古屋からちよつと外れた三重県下へ行きますと、そこだけぼこつと空席になるんです。中央から外れた県などへ参りますと、必ずと言つていいくらいお招きをしたい所のところがぼこつと空席になるんですね。せつからお招きして、こうして私たちもあなたの方のためにと云つとちょっとおこがましいかもされませんけれども、こういう運動をしているんですけどよということをわかつてほしいという気持ちで我々は御招待している。ところが、親御さんの方はそうじやないんですね。今さらうちの子供を見世物にしたくな、世間のさらし物にしたくな

い、これがほとんどですな。

ですから、そういう観念がそういうお子さんを

持つた親御さんたちに瞬間に出てくるというよなまでの教育の仕方ですね。それから、そういう方たちに接している一般の方々の奇異の目といいますかね、珍しいものを見るような、あるいは動物園へ行つてパンダを見るような、こんな温かい目じやないですから、みんな。

見られることが、だんだんだんだんそういう方たちを小さいところへ暗いところへ押し込んでいるわけですね。

ですから、僕はいつも言つておるんだけれど

も、一般国民全部が振り返らない福祉という言葉があるんですね。大抵どなたでも振り返るんです

よ、道を歩いていて。例えば車いすに乗つていて人間が歩いていると、思わず見世物を見るようになります。そういう心が全國民に浸透した場合には、こんな問題がここで討論されることは私は恐くならない。この振り返らなければたまたまものじゃない。この振り返らな

いという心が國民全部に行き渡つたときに、初めて振り返らない福祉というのが出てくるわけですね。そういう心が全國民に浸透した場合には、これが二十二年間でやつぱり手厚い行政をしてほしいと思います。

そこで、本案に関係することでござりますけれども、「ゼンコロ」という、こういう機関誌がござりますけれども、コロニーの全部の団体でござりますけれども、この中に、日本がILO九十九号勧告の補足について、これ、今調査室に伺いまして、一九五五年第三十八総会ILO九十九号勧告、「身体障害者の職業更生に関する勧告」というのだそうですから、今回このとき、各国の意見を徴したときに、日本政府もこれに賛成の態度を表している、こういうふうに聞いております。そ

うすると、このときにこういう賛成の意を表していいたします。このとき、各国の意見を徴したときに、日本政府もこれに賛成の態度を表していります。このとき、このときには、ILO百五十九号条約、一職業リハビリテーション及び雇用(心身障害者)に関する条約、当然これは採択されたんですねけれども、労働省としてはどういうふうに受け止め、どういうふうな態度で臨むのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) ILOの勧告でございまして、日本もその趣旨に賛成をいたしておるわけ

のものでございます。全体の考え方、流れというようなことについて日本も賛成ということでおざいますが、ただ、ここで「保護雇用」という問題に触れておりますが、この点につきましては、身体障害者雇用審議会の意見におきましては、そういう保護雇用ということで何か特別に隔離してどうこうと、こういうような考え方よりは、今後いわゆるノーマライゼーションという理念というような考え方の中で、重度障害者も一般的の健常者と一緒に仕事をし、一般雇用の場につける、こういう方向で行くことが望ましい、こういうような方向が出ております。そういった点について、勧告の具体的な中身の中では若干考え方を異にする問題もございます。

それからまた、このILOの条約でございますが、この条約の考え方というものは、これはすべての障害者に対しまして雇用機会あるいは待遇の均等を確保していく、そして障害者の地域社会への統合を促進する、こういうことを目的とするものでございまして、我が国においても障害者の雇用対策を推進していく上で貴重な指針になるものである、こう理解をいたしておりますけれどございまして、この条約の考え方といふうの障害者、こういうところにつきまして、日本の場合にまだ、先ほどからいろいろ御議論のございまます精神薄弱者の問題あるいはまた精神障害者の問題等々の問題がございまして、条約の批准といふことになりますと、なお詳細にひとつ検討をする問題が残つておる、こういうような考え方でこれらの勧告や条約を今見ておるという現状でございます。

○下村泰君 そうすると、今すぐその条約に対しても対応しようというわけじやございませんね。

○政府委員(加藤孝君) 基本的には、こういうILOの条約など日本もできる限り批准をしていく、こういう方向でやはり検討を進めていくべきものであろう、こういう考え方を持つております。その場合に、国内法との関係で問題がある点については、やはりそれなりに、条約に抵触しないよう

に直していかなければならぬ。また、そう直すことによって、労働省は、現在精神薄弱者についてどのような施策を講じていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(加藤孝君) 現在、身体障害者雇用促進法におきまして、雇用率制度と雇用納付金制度の対象とはいたしておりませんが、この法律の附則四条に基づきまして、身体障害者と同じように専門的に精神薄弱者に対する訓練を受ける訓練科がございます。それから、長崎と佐世保、これは普通訓練校でございますが、特に希望者が多いということだと思いますが、やはり精神薄弱者を専門に取り扱う訓練科がございます。

数としてはそれほど多いわけではございませんが、精神薄弱者につきましても、いわゆるその他の身体障害者と同様、あるいはそれ以上にその職業能力を開発し、職業的な自立を図つていただくための援助をするというようなことなど、この法律を踏まえましての雇用の促進に努めておると法律を踏まえましての雇用の促進に努めておるということでございます。

また、安定所の窓口におきましては、精神薄弱者につきまして職場実地指導というものを進めておりまして、また、精神薄弱者担当の職業相談員を配置をいたしましてきめ細かな職業相談というものにも応じておるわけでございます。

○下村泰君 大臣、こういうのがあるんです。

○政府委員(加藤孝君) 本当にこの精神薄弱者の方々も、おっしゃるように、いろいろ懇切に訓練を進めていくという中で立派に職業人として自立されていく方、また、企業に本当に戦力になつていただける方が育つていておる事例もたくさんございます。そういう意味では私ども、おっしゃるように、こういう精神薄弱者の方々についてのやはり持てる能力を何とか發揮させてあげていくております。

ただし、率直に申し上げまして、こういう精神薄弱の方々について適する仕事の開発がなかなかまだ進んでいない、こういうような事情にございます。それからまた、やはり通勤というような関係、あ

また、職場適応訓練制度というものを、特に精神薄弱者の方々の特性に配慮した形での職場適応訓練制度の運用というものをいたしておるわけでございます。

また、雇用促進事業団の第一線機関いたしまして心身障害者職業センターというものを各都道府県に設けておりますが、そういうところにおきまして、この精神薄弱者の方々について適職の判定等、そういう面を通じての就職の促進というよ

うな点も行つておるところでございます。

○下村泰君 今局長がお答えになつた、身体障害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところが、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、例えば専門にこういう職業訓練をするというのはそんなにたくさん数があるわけじゃないですか。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 精神薄弱者を専門といなします職業訓練校は、御指摘のとおり、愛知県の一校でございます。しかし、それ以外に京都城陽、それから静岡の県立身体障害者職業訓練校、ここには精神薄弱者を専門に入校してもらいます訓練科がございます。それから、長崎と佐世保、これは普通訓練校でございますが、特に希望者が一人でも多く訓練課程の必要な訓練をするこ

とによって世の中の仕組みになれていくというふうに、少しでも多く気を使って私はいただきたい

んとできるようになるんですね、やれば。

ですから、今もお尋ねしたんですけど、訓練

という意味においては、できるだけ幅広く、現在

あるものを利用することによって、そういう方た

ちを一人でも多く訓練課程の必要な訓練をするこ

とによって世の中の仕組みになれていくというふ

うなり、今では出前もやつてているというふうにき

ちから始めたそうです。当初は、もう計算は間違

が、国内法上そういうふうにすることにまつたる

いろ問題がないかどうか、こういった問題がござ

いますので、そういう面での検討をやはり進め

ながら行く必要がある、こういうふうに思つてお

ります。

○下村泰君 それは、国によつてそれぞれの事情

が違いますから、そう簡単にはいかないと思いま

すけれども、ただ、このILOの方にも、第一条

の四項の中に、この条約の規定は「すべての種類

の心身障害者について適用する」、この「心身障

害者」というのは、今局長みずからがおっしゃつ

た精薄も入りましょし、精神異常も入ると思ひ

ます。

そこで、労働省は、現在精神薄弱者についてど

のような施策を講じていらっしゃるのか、ちょつ

とお聞かせください。

○政府委員(加藤孝君) 現在、身体障害者雇用促

進法におきまして、雇用率制度と雇用納付金制度

の対象とはいたしておりますが、この法律の附

則四条に基づきまして、身体障害者と同じよう

に専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 精神薄弱者を専門とい

なします職業訓練校は、御指摘のとおり、愛知県

の一校でございます。しかし、それ以外に京都城

陽、それから静岡の県立身体障害者職業訓練校、

ここには精神薄弱者を専門に入校してもらいます

訓練科がございます。それから、長崎と佐世保、

これは普通訓練校でございますが、特に希望者が

多いということだと思いますが、やはり精神薄弱

者を専門に取り扱う訓練科がございます。

○政府委員(加藤孝君) 本当にこの雇用率制度、いわゆる精神の

人を対象にできないものなのか、精神も含めるべ

きではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(加藤孝君) 本当にこの精神薄弱者の

方々も、おっしゃるように、いろいろ懇切に訓練

を進めていくという中で立派に職業人として自立

させていく方、また、企業に本当に戦力になつて

いただける方が育つていておる事例もたくさん

ございます。そういう意味では私ども、おっしゃ

るよう、こういう精神薄弱者の方々についての

やはり持てる能力を何とか發揮させてあげていく

ということは本当に進めていきたい問題だと考え

ております。

○政府委員(加藤孝君) 本当に申し上げまして、

こういう精神薄弱の

方々について適する仕事の開発がなかなかまだ進

んでいない、こういうような事情にございます。

それからまた、やはり通勤というような関係、あ

るよう、この知恵おくれの人々がやつておるんです。そこの御

主人夫婦が、知恵おくれの方たちも何とかしてこ

ういう仕事を従事できるのではないかという気持ち

から始めたそうです。当初は、もう計算は間違

が、国内法上そういうふうにすることにまつたる

いろ問題がないかどうか、こういった問題がござ

いますので、そういう面での検討をやはり進め

ながら行く必要がある、こういうふうに思つてお

ります。

○下村泰君 それは、国によつてそれぞれの事情

が違いますから、そう簡単にはいかないと思いま

すけれども、ただ、このILOの方にも、第一

の四項の中に、この条約の規定は「すべての種類

の心身障害者について適用する」、この「心身障

害者」というのは、今局長みずからがおっしゃつ

た精薄も入りましょし、精神異常も入ると思ひ

ます。

そこで、労働省は、現在精神薄弱者についてど

のような施策を講じていらっしゃるのか、ちょつ

とお聞かせください。

○政府委員(加藤孝君) 現在、身体障害者雇用促

進法におきまして、雇用率制度と雇用納付金制度

の対象とはいたしておりますが、この法律の附

則四条に基づきまして、身体障害者と同じよう

に専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(宮川知雄君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる施設がある。ところ

が、実際のことについて、精神薄弱者の訓練校、

例えば専門にこういう職業訓練をするというのは

そんなにたくさん数があるわけじゃないでしょ

う。たしか一校しかないはずじゃないですか。

○政府委員(加藤孝君) 今局長がお答えになつた、身体障

害者も含めて訓練をしておる

るいは職場での集団活動、こういったような社会生活活動の面で、なお、やはり一般の障害者の方にプラスしてのいろいろ特別の配慮が必要、こういったような問題があるわけございます。そういう意味で、こういう精神薄弱者の方々の雇用促進という面で障害になる面についてのこういう問題の解消というものをいろいろ進める中で検討を進めいかなければ、こういう点があると思えます。

そういう意味では、こういう雇用率という問題につきましても、そういうもののやはり進んでいくこととの関連の中において雇用率というものを

またどう考えていくか、それからまた、さつき出ておりますいわゆるプライバシーの問題といふようなものなどもどう考えていくのか。雇用率

という数字の問題になつてしまります。そういう意味で、できるだけそういう諸条件を進める中でこの雇用率問題、私どもも来月からでも具体的な検討委員会を設けて検討を進めていきたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

○下村泰君 次に、小規模作業所について、三つ続けて伺います。

ILOの方にも、非政府機関によって運営される心身障害者のための職業訓練及び職業紹介と、

こういうふうな項目がありまして、適当な政府援助という言葉が出ておりります。それで小規模作業所に対する政府の援助を勧告していますけれども、国からの助成が必要ではないのか、これが一

点。

それから、いつも申し上げますが、労働行政と厚生行政との谷間になつておられる小規模作業所に対して、労働省は何らかの措置をとるべきではないか、これが二つ目。

三つ目は、小規模作業所や授産施設に障害者も一般雇用の場につけるようにすべきではないか。そのためどのような施策を講じているか。

○政府委員(加藤孝君) この小規模作業所の関係につきましては、この前もお答えをしたところで

ございますが、労働省としては、こういう作業所の形態が雇用関係というものが認められる状態にあるということであればこれについて各種の助成措置を講じていくと、こういうことでやつておる問題の関係の問題については今後十分厚生省とともに相談をいたしまして、そういう谷間に落ちることのないよういろいろまた知恵を出していかねばならないだろうと、こんなふうに考えておると

ころでございます。

また、こういうところにおられる方々を一般雇用の場に持つていくと、こういうことは大変私どもとしても大事な仕事でございまして、こういう授産施設とか小規模作業所におられる方々について

では、そういう施設と企業との連携、結びつきと

いうのをまさに安定機関が間に入りましてそ

いつた一般就職への促進を努めていますが、こういうこといろいろ進めておるわけですが、

○下村泰君 次に、小規模作業所について、三つ

続けて伺います。

ILOの方にも、非政府機関によって運営され

る心身障害者のための職業訓練及び職業紹介と、

こういうふうな項目がありまして、適当な政府援

助という言葉が出ておりります。それで小規模作業

所に対する政府の援助を勧告していますけれども、

国からの助成が必要ではないのか、これが一

点。

それから、いつも申し上げますが、労働行政と

厚生行政との谷間になつておられる小規模作業所に対して、労働省は何らかの措置をとるべきではない

か、これが二つ目。

三つ目は、小規模作業所や授産施設に障害

者も一般雇用の場につけるようにすべきではない

か。そのためどのような施策を講じているか。

○政府委員(加藤孝君) この小規模作業所の関係

につきましては、この前もお答えをしたところで

ございますが、労働省としては、こういう作業所の形態が雇用関係というものが認められる状態には四万円も払う。さつきから、もつと払わした方がいいんじやないかというんだけれども、日本はわりかた払い過ぎているようですね、これを見ると西ドイツから比べると。これ、一九七八年、五年ほど前なんですが、今、どうなつてあるんでですか、西ドイツは。

○政府委員(加藤孝君) 私どもの今持つております資料でも、一人につき月額百マルクという数字を持っております。

○下村泰君 私どもの今持つております

資料でも、一人につき月額百マルクという数字

を持っております。

○下村泰君 そうすると、先ほどから日本はもう少し納付金をふやした方がいいんじゃないかと言

われていて、私もその方がいいんだと思っていました。

○下村泰君 ところを見ると、西ドイツ方式をまねして

いる割には日本の方が多い、何で日本がこんなに

多くて西ドイツの方が少ないので、少しおつた

んです。何気なく表の上のを見たら、これはと

ういうこといろいろ進めておるわけですが、

○下村泰君 ざいまして、ことし三月に、こういう形によりま

して、わずかではございますが、そういう事例も既

に出来てきておりまして、そういう関係をさら

に進めていきたいものだと、こう考えておりま

す。

○下村泰君 先ほどから大分問題になつております

納付金、それから助成金についてお伺いしま

す。

実は、参議院社会労働委員会調査室、こちらか

らこういう書類をいただいたんですけども、こ

れを見ますと、大体納付金制度というのは西ドイ

ツをまねしたんですね、西ドイツ方式を。

○下村泰君 そうですね。西ドイツは納付金——これ罰金み

たいなものです。あとで罰金と言つておきま

いたくないから払うんだ。この罰金が、一人につ

しょう、これ。雇わないから払うんだからね。私

はそういうふうに言いたいんだ。体裁のいい言葉

を使つて納付金、何が納付金だつていうんだ。

マルクというのは何だときさつき聞いたら、八十

円だつていうんです。日本は一人につき四十

円。向こうは一人につき八千六百円ですね。日本

は四万円も払う。さつきから、もつと払わした方

がいいんじやないかというんだけれども、日本は

わりかた払い過ぎているようですね、これ見る

と。西ドイツから比べると。これ、一九七八年、

五年ほど前なんですが、今、どうなつてあるんで

ですか、西ドイツは。

○下村泰君 これを見ると、イギリス、フランス、

オランダ、スウェーデン、アメリカにはあります

んな。西ドイツのまねだけしていますね、これ

ほかの国ではやつていませんね、このダブルカウ

ントというの。——時間がもつたないから、

答弁いりますよ。別にこれがどうつていうことは

ないんだ。

ただ、私が言いたいのは、先ほどから各先生方

がいろいろと雇用率、雇用率とおつしやつてい

る。その雇用率はおおむねこういうふうになつて

おりますといつても、これ割り引いたらもう半分

もないわけじゃないですか。

○下村泰君 労働省から発表されている、何年度はこれだ

け、何年度はこれだけという今までの雇用率の表

があります。それを今度はずっと横に見て

くると、括弧内はダブルカウントといふんですね。

それで、ダブルカウントの実数を引くと、実雇用

率というのは数少ないんですよ、結局は、一万人

いれば五千人なんですよ。五千人のうち、本当の

人というのは何人もいないわけだ。そうすると、

ダブルカウントによつて何か雇用率をこまかして

いるという、いわゆる数字のマジックとしか私は

思えないんですけど——それは局長、頭をかしげて

不思議そうな顔してもダメですよ、事実は事実な

んだから。そういうことをしてこまかす必要はない

と思う。一人は一人でいいんじゃないですか、

どう重複であろうとなからうと。

○下村泰君 むしろ私は、その身体障害者で雇われている重

度の人が、一人でもつて二人と勘定されたら、そ

の人どういうことになりますか。人権じゅうりん

じやないですか。人間一人として認めていいん

だから。重複だからというので、施設がかかる、

手間がかかる手間がかかる、だからこれは二人分

だつて、冗談じやない。遺骨收集じゃないんです

からね。遺骨收集の場合にはありますよ、実際厚

生省のやり方はそうだったんだから。私は現場で見てきているんだから。どうですか、それは。そんな勘定の仕方じゃたまたもんじゃないですよ。

○政府委員(加藤孝君) このダブルカウントといふのは、そういう数字をそれで水増しするとか、決してそういうことじやなくて、まさに、実際に中軽度の方を雇用するよりは、重度の障害の方の雇用については、経済的にもまた実際の配慮の面でもはるかにいろいろと要るわけでございまして、また、今の一・五%という雇用率そのものも、そういう重度障害者についてのダブルカウントとする形で計算をいたしましてこの一・五%というものを決めておるわけでございます。

そういう意味では、もともとこういうダブルカウント制度の中で一・五%というものを雇用していくということでございまして、現に重度の障害者の方々が、五十五年当時は大体一六%台でございましたのが現在二〇%ぐらいの割合になつてきておりまして、重度障害者の雇用促進という形の面ではやはりまたそれなりの一つの効果も上げてきておりますと、こういうふうに見ておるわけでございます。

○下村泰君 いずれにいたしましても、そういうことで、何か私に言わせると欺瞞工作みたいにしか感じないんですけれどもね。そういうふうにしないで、実数でひとつこれからもやつてください。

それから、今度は助成金ですね。この間もちょっと質問して、私余り詳しくはお尋ねしながらたんですかけれども、助成金の返還命令を受けた事業所、おまえのところはふらちであるというわけで助成金を返還しろと言われたような事業所はありますか。

○政府委員(加藤孝君) こういう偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合、あるいはまた支給条件に違反したという場合には、この助成金の全部または一部の返還をさせておるわけございまして、これまで返還命令を出しまし

た事業所は十四件ございまして、金額にいたしまして三千九百万円という金額になつております。

だけですか。

○政府委員(加藤孝君) もちろん返還をさせておますが、特にこういうところについて特別なペナルティーというようなものを科しておるわけではありませんが、やはりそういう事業所につきましては、今後、安定所としてはそういう前歴のある事業所であるということを十分ひとつ注意を摘がありましたけれども、とにかく支給期間が満了するという解雇する、それでまた次の人をやつすというふうに、この間も予算委員会で質問しましたが、その後申請が出てまいった場合も、より一層厳格な審査をするというような形での対応をしていく、こういうことになるわけでございます。

○下村泰君 先ほど山中先生からもちょっと御指摘がありましたけれども、とにかく雇用率が満了するという解雇する、それでまた次の人をやつすというふうに、この間も予算委員会で質問しましたが、その後申請が出てまいった場合も、より一層厳格な審査をするというような形での対応をしていく、こういうことになるわけでございます。

○政府委員(加藤孝君) 制度の中には、こういうふうに、この間も予算委員会で質問しましたが、その後申請が出てまいった場合も、より一層厳格な審査をするというような形での対応をしていく、こういうことになるわけでございます。

○下村泰君 事業所の方にしてみればやらずぶつたりで、労働省側の方は取られ放しと、随分これが情けない結果に終わるわけですな、それは。悪質なやつはこれをうまくこと利用して、とにかく助成金をどんどんこどんこ使い込むというような事業所がこれからふえないとも限らない。ここはまた、やめるような形に持つていくというようなケースというのも私どもも実際にいろいろ聞いております。実務的に数字をびしやつと、まずは

○政府委員(加藤孝君) そういうのにつきましては私どもも、いわば一種の偽装倒産みたいな形で、そういう助成金をいわば偽って取るというような形のものは、これはたとえ倒産という形をとりましても返還命令をかけて返していただくといふ形で対応を進めています、そういう場合は。

○下村泰君 大臣、こういうふうに皆さん方が、寄つたかつてという言葉はおかしいですが、大勢の方々がその知恵を集めて、本法案に対していろいろとあらゆる角度から御検討をなさつています。——別に御発言もないようですが、

○委員長(石本茂君) 他に御発言もないようです。

○下村泰君 これら、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(石本茂君) これより討論に入ります。

○委員長(石本茂君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○委員長(石本茂君) これは、下村さんに對してこの委員会で、また予算委員会でも私がお答えをいたしましたように、なるほどいろいろ難しくあります。プライバシーがどうとか、それからまた、それが受け入れる職業がどういうのがいいのか、それは開発が進んでいないとか、いろいろたくさんをしていくというような形での努力をしておるこれがいましたが、だからといって、状況が熟してましては、今後、安定所としてはそういう前歴の

ころが倒産してしまいました、こういう場合、どうしていますか。

○政府委員(加藤孝君) 助成金を出しました後、残念ながら倒産をしたというような事例もあるわけですが、こういう場合には、まずその従業しております身障者の方の雇用をそこでどう継続するか。それからまた、継続が難しい場合には、その方たちをよその事業所へ何とかあつせんをしていくというような形での努力をしておるわけでございます。

また他方、倒産をいたしました後、これが助成金の支給条件違反というような形が明らかな場合には返還の措置を講じていかなければならぬというところでございますが、これまで倒産事業所に対し助成金の返還を命じた例はないわけでございます。

○下村泰君 事業所の方にしてみればやらずぶつたりで、労働省側の方は取られ放しと、随分これが情けない結果に終わるわけですな、それは。悪質なやつはこれをうまくこと利用して、とにかく助成金をどんどんこどんこ使い込むというような事業所がこれからふえないとも限らない。ここはまた、やめるような形に持つていくというようなケースというのも私どもも実際にいろいろ聞いております。実務的に数字をびしやつと、まずは

○政府委員(加藤孝君) そういうのにつきましては私どもも、いわば一種の偽装倒産みたいな形で、そういう助成金をいわば偽って取るというような形のものは、これはたとえ倒産という形をとりましても返還命令をかけて返していただくといふ形で対応を進めています、そういう場合は。

○下村泰君 大臣、こういうふうに皆さん方が、寄つたかつてという言葉はおかしいですが、大勢の方々がその知恵を集めて、本法案に対していろいろとあらゆる角度から御検討をなさつています。——別に御発言もないようですが、

○委員長(石本茂君) 他に御発言もないようです。

○下村泰君 これら、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(石本茂君) 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。

をお願いしたいと思います。雇用の対象に。○國務大臣(坂本三十次君) これは、下村さんに對してこの委員会で、また予算委員会でも私がお答えをいたしましたように、なるほどいろいろ難しくあります。プライバシーがどうとか、それからまた、それが受け入れる職業がどういうのがいいのか、それは開発が進んでいないとか、いろいろたくさんをしていくというような形での努力をしておるこれがいましたが、だからといって、状況が熟してましては、今後、安定所としてはそういう前歴の

ころが倒産してしまいました、こういう場合、どうしていますか。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石本茂君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐々木君から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木君。

○佐々木満君 私は、ただいま可決されました身

体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公

明党・国民会議、日本共産党・民社党・国民連合

及び参議院の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一、身体障害者の雇用率達成指導の強化に努め、著しく雇用率が低く改善の努力に欠ける

と認められる企業については企業名の公表制

度の活用についても十分に検討すること。

二、障害の種類、特性に応じた諸対策の推進に引き続き努力するとともに、これらの諸対策

が的確に遂行されるように、公共職業安定所における職業紹介・指導体制の充実・強化を図ること。

三、就職している障害者の雇用の安定・維持を図るため就職後の定着指導等のフォローアップに努力すること。

四、マイクロ・エレクトロニクス等産業構造の変化に対応して新たな障害者の職域開発の推進を図るとともに、これに即応した先駆的な職業訓練の推進に努めること。

五、精神薄弱者の雇用の促進と安定を図るために条件整備対策を充実するとともに、雇用率の適用問題について検討を進めること。

六、身体障害者雇用促進協会における納付金関係業務が的確に遂行されるように十分に指導

するとともに、助成金については、所期の目

のが達せられるよう努力すること。

右決議する。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長(石本茂君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石本茂君) 全会一致と認めます。よつて、佐々木君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂本労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂

本労働大臣。

○國務大臣(坂本三十次君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を体して努力をいたしまります。

○委員長(石本茂君) なお、本案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(石本茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、社会福祉・医療事業団法案

社会福祉・医療事業団法案

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条~第七条)

第十一条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命す

第二章 役員及び職員(第八条~第十八条)

(登記)

第三章 評議員会(第十九条~第二十条)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第四章 業務(第二十一条~第二十三条)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

第五章 財務及び会計(第二十四条~第三十五条)

3 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六章 監督(第二十六条~第三十七条)

4 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七章 雑則(第二十八条~第四十条)

5 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八章 (第四十一条~第四十三条)

6 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第九章 (第四十四条~第四十六条)

7 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十章 (第四十七条~第四十九条)

8 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十一章 (第五十条~第五十二条)

9 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十二章 (第五十三条~第五十五条)

10 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十三章 (第五十六条~第五十八条)

11 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十四章 (第五十九条~第六十一条)

12 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十五章 (第六十二条~第六十四条)

13 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十六章 (第六十五条~第六十七条)

14 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十七章 (第六十八条~第六十九条)

15 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十八章 (第七十条~第七十二条)

16 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第十九章 (第七十三条~第七十五条)

17 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十章 (第七十六条~第七十七条)

18 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十一章 (第七十八条~第七十九条)

19 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十二章 (第八十条~第八十二条)

20 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十三章 (第八十三条~第八十五条)

21 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十四章 (第八十六条~第八十七条)

22 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十五章 (第八十八条~第八十九条)

23 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十六章 (第九十条~第九十二条)

24 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十七章 (第九十三条~第九十五条)

25 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十八章 (第九十六条~第九十七条)

26 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第二十九章 (第九十八条~第九十九条)

27 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十章 (第二百条~第二百二条)

28 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十一章 (第二百三条~第二百五条)

29 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十二章 (第二百六条~第二百八条)

30 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十三章 (第二百九条~第二百十一条)

31 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十四章 (第二百十二条~第二百十三条)

32 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十五章 (第二百十四条~第二百十五条)

33 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十六章 (第二百十六条~第二百十七条)

34 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十七章 (第二百十八条~第二百十九条)

35 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十八章 (第二百二十条~第二百二十二条)

36 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第三十九章 (第二百二十三条~第二百二十四条)

37 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十章 (第二百二十五条~第二百二十七条)

38 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十一章 (第二百二十八条~第二百二十九条)

39 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十二章 (第二百三十条~第二百三十二条)

40 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十三章 (第二百三十三条~第二百三十五条)

41 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十四章 (第二百三十六条~第二百三十八条)

42 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十五章 (第二百三十九条~第二百四十条)

43 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十六章 (第二百四十一条~第二百四十二条)

44 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十七章 (第二百四十三条~第二百四十四条)

45 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十八章 (第二百四十五条~第二百四十六条)

46 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第四十九章 (第二百四十七条~第二百四十八条)

47 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十章 (第二百四十九条~第二百五十条)

48 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十一章 (第二百五十二条~第二百五十三条)

49 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十二章 (第二百五十四条~第二百五十五条)

50 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十三章 (第二百五十六条~第二百五十七条)

51 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十四章 (第二百五十八条~第二百五十九条)

52 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十五章 (第二百六十条~第二百六十二条)

53 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十六章 (第二百六十三条~第二百六十四条)

54 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十七章 (第二百六十五条~第二百六十六条)

55 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十八章 (第二百六十七条~第二百六十八条)

56 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第五十九章 (第二百六十九条~第二百七十条)

57 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十章 (第二百七十二条~第二百七十三条)

58 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十一章 (第二百七十四条~第二百七十五条)

59 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十二章 (第二百七十六条~第二百七十七条)

60 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十三章 (第二百七十八条~第二百七十九条)

61 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十四章 (第二百八十条~第二百八十二条)

62 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十五章 (第二百八十三条~第二百八十五条)

63 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十六章 (第二百八十六条~第二百八十七条)

64 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十七章 (第二百八十八条~第二百八十九条)

65 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十八章 (第二百九十一条~第二百九十二条)

66 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第六十九章 (第二百九十三条~第二百九十四条)

67 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十章 (第二百九十五条~第二百九十六条)

68 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十一章 (第二百九十七条~第二百九十八条)

69 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十二章 (第二百九十九条~第二百三十条)

70 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十三章 (第二百三十一条~第二百三十二条)

71 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十四章 (第二百三十三条~第二百三十四条)

72 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十五章 (第二百三十五条~第二百三十六条)

73 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十六章 (第二百三十七条~第二百三十八条)

74 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十七章 (第二百三十九条~第二百四十条)

75 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十八章 (第二百四十一条~第二百四十二条)

76 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第七十九章 (第二百四十三条~第二百四十四条)

77 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十章 (第二百四十五条~第二百四十六条)

78 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十一章 (第二百四十七条~第二百四十八条)

79 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十二章 (第二百四十九条~第二百五十条)

80 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十三章 (第二百五十二条~第二百五十三条)

81 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十四章 (第二百五十四条~第二百五十五条)

82 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十五章 (第二百五十六条~第二百五十七条)

83 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十六章 (第二百五十八条~第二百五十九条)

84 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十七章 (第二百六十条~第二百六十二条)

85 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十八章 (第二百六十三条~第二百六十五条)

86 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第八十九章 (第二百六十六条~第二百六十八条)

87 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

第九十章 (第二百六十九条~第二百七十二条)

88 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

る。

2 副理事長及び理事は、厚生大臣の認可を受け、理事長が任命する。

第十二条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十

五号)第三十四条第四項各号のいずれかに該

当する者

(役員の解任)

第十三条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係

る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、

その他役員たるに適しないと認めるときは、そ

の役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る

役員を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、當利を目的とする団体、第二十一条第一項第一号に規定する社会福祉法人若しくは同項第二号に規定する事業を行うこと若しくは同項第五号に規定する施設を開設することを目的とする法人の役員となり、又は自ら、當利事業に従事し、同項第二号に規定する事業を行い、若しくは同項第五号に規定する施設を開設してはならない。ただし、厚生大臣の承認

を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用にならぬ。

2 評議員会

第十九条 事業団に、評議員会を置く。

(評議員会)

第三章 評議員会

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、予算、第三十条第一項の規定による長期借入金の借入れ又は社会福祉・医療事業債券の発行その他の事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 評議員会は、事業団の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員の任期は、二年とする。

4 第十一条第二項、第十二項並びに第十三条第一項及び第二項の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 社会福祉事業施設(社会福祉事業法第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。

以下この項において同じ。)を設置し、又は經營する社会福祉法人(以下この項において「社

会福祉事業施設の設置者等」という。)に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は經營に必要な資金を貸し付けること。

二 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に關する事務に從事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行ふ者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

三 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の規定による退職手当金の支給に關する業務を行ふこと。

四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業(第五項において「心身障害者扶養保険事業」という。)に関する業務を行ふこと。

五 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設(以下この項において「病院等」という。)を開設する個人又は医療法人、民法第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人(次号及び第二十八条第一項において「病院等の開設者」という。)に対し、病院等(病院等の経営に關する必要な附屬施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は經營に必要な資金を貸し付けること。

六 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的

2 事業団は、第二十九条第一項の規定により、前事業年度の損益計算において生じた利益か

ら、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該前事業年度の積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行うこと

ができる。

2 第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する保険

約款を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務(同項第二号に掲げる業務にあつては、被保険者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

4 事業団は、第一項第八号に掲げる業務を行ふとするとときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に關して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

6 事業団は、第一項第八号に掲げる業務を行ふとするとときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 第二十二条 事業団は、厚生大臣の認可を受け、次の各号に掲げる業務について、当該各号に掲げる者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

一 前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務(同項第二号に掲げる業務にあつては、貸付けに関する業務に限る。)金融機関

又は政令で定める社会福祉法人

は、貸付けに関する業務に限る。)金融機関

又は民法第三十四条の規定により設立した法人で政令で定めるもの

2 前項の規定により業務の委託を受けた者の役員及び職員であつて当該委託業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法



第三十九条 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十三条第二項又は第三十五条の厚生省令を定めようとするとき。

二 第二十一項第四項若しくは第六項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十五条、第三十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十二条の認可をしようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

四 第三十三条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国

の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(第八章 罰則)

第四十一条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合

一 この法律の規定により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による厚生大臣の

命令に違反したとき。

第四十三条第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(社会福祉・医療事業団への移行)  
第二条 この法律による改正前の社会福祉事業振興会法(以下「旧振興会法」という。附則第二項から第七項までの規定により設立された社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)は、この法律の施行の時において、この法律による改正後の社会福祉・医療事業団法(以下「事業団法」という。)の規定による社会福祉・医療事業団となるものとする。

(医療金融公庫の解散等)  
第三条 医療金融公庫(以下「公庫」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

(公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。)

(公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。)

(この場合において、附則第十二条の規定による廃止前の医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号。以下「旧公庫法」という。)第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは、昭和六十年二月二十八日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは

「昭和六十年十一月三十日」とする。

(公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、な

お従前の例による。この場合において、旧公庫

法第二十三条第一項中「翌事業年度の五月三十日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「昭和五十九年度」とする。

旧公庫法第二十八条の規定による公庫の受託金融機関に対する会計検査院の検査について

は、なお従前の例による。

第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から事業団に出資されたものとする。

第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)  
第四条 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(公庫が昭和五十四年一月一日前に取得したもの)に対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(公庫が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公庫が當該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員に関する経過措置)  
第五条 公庫の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き事業団の職員となつたものについては、事業団が国家公務員等退職手当法

(昭和二十八年法律第一百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する

法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き社

会福祉・医療事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「社会福祉・医療

事業団法(昭和五十九年法律第号)附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(役員に関する経過措置)  
第六条 この法律の施行の日の前日において振興会の会長又は評議員である者の任期は、旧振興会法第十三条第一項(旧振興会法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、その日に満了する。

この法律の施行の際振興会の理事又は監事である者は別に辞令を用いないで、その際事業団第十条第一項又は第二項の規定により事業団の理事又は監事として任命されたものとみなされかねらず、その日に満了する。

この法律の施行の際におけるその者の振興会の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)  
第七条 この法律の施行の際現に社会福祉・医療事業団という名称を使用している者について

は、事業団法第六条の規定は、この法律の施行

後六月間は、適用しない。

(資金計画に関する経過措置)  
第八条 事業団の昭和五十九年度の資金計画につ

いては、事業団法第二十五条中「資金計画」とあるのは「昭和六十年一月一日から同年三月三十日までの期間に係る資金計画」と、「当該事業

年度の開始前に」とあるのは「この法律の施行後





育児休業法(昭和五十九年法律第 号)第七  
条から第十一条までの規定」を加え、「これらに  
基く」を「これらの規定に基づく」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

5 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)  
の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働安全衛生法(昭和四十  
七年法律第五十七号)及び船員災害防止活動の  
促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一  
号)」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律  
第五十七号)」の規定、育児休業法(昭和五十九年  
法律第二百二十号)第七条から第十一条までの規  
定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律  
(昭和四十二年法律第六十一号)の規定」に、「こ  
れらの法律に基いて」を「これらの規定に基づい  
て」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

6 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十  
一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び第一百一一条の規定」の  
下に「育児休業法(昭和五十九年法律第  
号)第八条の規定」を「労働基準法第二百二条の  
規定」の下に「育児休業法第八条の規定」を加  
え、同条第四項中「労働安全衛生法」を「育児休  
業法、労働安全衛生法」に改める。  
(自衛隊法の一部改正)

7 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の  
一部を次のように改正する。

第一百八条中「労働安全衛生法(昭和四十七年法  
律第五十七号)」の下に「の規定並びに育児休業  
法(昭和五十九年法律第 号)第七条から第  
十一条までの規定」を加え、「これらに基く」を  
「これらの規定に基づく」に改める。  
(労働省設置法の一部改正)

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二  
号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「賃金の支払の確保等に關  
する法律(昭和五十一年法律第三十四号)」の下  
に「育児休業法(昭和五十九年法律第二百  
三十一号)」を「育児休業法(昭和五十九年法律  
第二百三十一号)」に改める。

号)」を加える。

第五条第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 育児休業法に基づいて、使用者又

は労働者に必要な事項を報告させ、又は出

頭させること。

第七条第一項中「賃金の支払の確保等に關す  
る法律」の下に「育児休業法」を加える。

第八条第一項中「賃金の支払の確保等に關す  
る法律」の下に「育児休業法」を加える。

9 附則第三項から前項までに規定するもののほ  
か、この法律の施行及び附則第二項の法律の廃  
止に伴う関係法律の整備等については、別に法  
律で定める。

(関係法律の整備等)

昭和五十九年五月十日印刷

昭和五十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局